

平成24年第8回那須烏山市議会12月定例会（第4日）

平成24年12月10日（月）

開議 午前10時00分

散会 午後 4時21分

◎出席議員（17名）

1番	田島信二	2番	川俣純子
3番	渋井由放	4番	渡辺健寿
5番	久保居光一郎	7番	高德正治
8番	佐藤昇市	9番	板橋邦夫
10番	水上正治	11番	平山進
12番	佐藤雄次郎	13番	小森幸雄
14番	滝田志孝	15番	高田悦男
16番	中山五男	17番	平塚英教
18番	樋山隆四郎		

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大谷範雄
教育長	池澤進
会計管理者兼会計課長	小原沢栄寿
教育次長	岡清隆
総合政策課長	坂本正一
総務課長	栗野育夫
危機管理室長	清水敏夫
税務課長	澤村俊夫
市民課長	平山隆
福祉事務所長	平山正夫
健康福祉課長	網野榮
こども課長	鈴木重男
農政課長	堀江豊水
環境課長	小川祥一

都市建設課長	福 田 光 宏
上下水道課長	樋 山 洋 平
学校教育課長	大 野 治 樹
生涯学習課長	川 堀 文 玉

◎事務局職員出席者

事務局長	堀 江 久 雄
書 記	薄 井 時 夫
書 記	藤 野 雅 広

○議事日程

日程 第 1 一般質問について（議員提出）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開議]

○議長（中山五男） おはようございます。早朝より小雪の舞う寒い朝を迎えておりますが、傍聴席に来られている皆さんも大変御苦労さまです。定例会期は4日目になりましたが、議員の皆さん、大谷市長を初め各課長の皆様方、本日もどうぞよろしくお願いを申し上げます。

ただいま出席している議員は16名です。18番樋山隆四郎議員から遅刻の通知がありました。定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 一般質問について

○議長（中山五男） 日程第1 一般質問を通告に基づき行います。なお、議会運営に関する申し合わせにより、質問者の持ち時間を質問と答弁を含めて90分としておりますことから、議長において時間を計測し、持ち時間の90分を超えた場合は制止いたしますので、御了解願います。質問、答弁は簡潔明瞭に行うよう、お願いしておきます。

通告に基づき3番渋井由放議員の発言を許します。

3番渋井由放議員。

[3番 渋井由放 登壇]

○3番（渋井由放） 皆さんおはようございます。きょうは、議長がお話したように、雪がちらちら舞った寒い朝となりました。私は那須町のほうの出身でございまして、大田原だとかあの辺に友人がおりますが、きょう、メールで今、雪かきをしている。烏山はどうだというようなことで、結構北のほうは寒いのかなと改めて思った次第でございまして。この暖かい、ミカンが実る那須烏山市に移住をした。これはとてもいいことだなというふうに改めて那須烏山市のいいところを実感をしたわけでございまして。

傍聴席には早朝より多くの皆さんにお越しをいただきました。一般質問の通告書に従いまして、質問をさせていただきたいと思っております。執行部におきましては、簡潔で明快なる答弁をお願いいたします。

それでは、本日の質問に入らせていただきたいと思いますけれども、本日の質問は4点であります。1点目は、那須烏山市のPR事業についてであります。那須烏山市は、農産物や観光などのPRを今、さまざまな形で行っているところでございまして。最近では、緊急雇用創出事業によりまして、JTB出版事業局が発行する旅の雑誌「るるぶ」、これで烏山の観光PRに努める。このようなことになっております。

ほかには、やはり同じ緊急雇用創出事業でCRT栃木放送に委託をしております、毎週木

曜日10時15分から10時25分の10分間、那須烏山市の紹介をする。とっておき那須烏山の放送が行われているところがございます。しかし、国のさまざまな施策もこの緊急雇用創出事業はどうも今年度で終了である。このように聞いているところでもあります。

那須烏山市の特産品である農産物、林産物、そして水産物が風評被害により、観光客及びこれらの販売が伸び悩んでいるところがございます。今後も何らかのPR事業を続けていかなければならない。このように考えますけれども、来年度以降、どのような計画で進めていくのか。市長の考えを伺うものであります。

2点目は、こども読書活動推進計画についてであります。子供の読書活動の推進に関する法律、これは平成13年の法律第154号でございますけれども、その第9条の規定に基づきまして、都道府県及び市町村は、それぞれ子供読書推進計画を策定するように努めているということでございます。

もちろん那須烏山市もそれを制定をしてございまして、期間は平成20年度から平成24年度までの5年間、このようにおおむねとは書いてありますが、なぜおおむねかわかりませんが、5年間と定めてこども読書推進計画を策定し、今年度が最終年度となるわけでございます。今後は、この一次計画の評価をし、二次計画を立てることというふうになると思っておりますけれども、来年度以降の計画のいわゆる二次計画の策定の進捗状況を伺うものであります。

3点目は、障がい者の虐待の防止についてであります。障がい者の虐待の防止、障がい者の保護者に対する支援等に関する法律が平成24年11月1日に施行をされました。今までに虐待や暴力の防止についての法律は、児童の虐待の防止、高齢者の虐待の防止、また配偶者からの暴力の防止等の法律が整備をされているところがございます。

これは経済不況の中にあつて、一向に将来に明るさが見えない今の世相を反映しているのではないかと私は個人的に考える次第でございます。このような中にありまして、法律に基づき、弱い立場の人たちを救うための取り組みを那須烏山市は行っているものと推察をしておりますが、この問題について今後の進め方について、市長の考えを伺うものであります。

4点目は、ホームページについてでございます。ホームページにつきましては、私、数回にわたって一般質問を行ってまいりました。非常に前へ進んでいるもの。こういうふうに思っております。シリーズ化してこのホームページを改善をしていこうということで質問をさせていただいているわけでございます。

ある議員によりますと、777万8,000円が耳についてしまったというふうに、もうそれはいいよという議員もおりますが、ここをしつこくやらせていただく。こういうふうに思っております。そこで、その777万8,000円をかけたホームページ、有効に利用して市民の皆様へ情報を早く伝達する。これは当然のことです。しかし、ここ直近ですが、幾つ

かの情報が残念ながらリンクが繋がらないという状況にありました。間違いがある。これは致し方がないこととございます。しかし、これをチェックし、発見できなかったということは大きな問題であります。なぜ、このようになってしまったのか評価をして、しっかり運営方法を見直すべきであると考えますが、市長の考えを伺うものであります。

以上1回目の質問を終わります。

○議長（中山五男） 大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいまは、3番渋谷由放議員から、那須烏山市のPR事業について、こども読書活動推進計画について、障がい者虐待の防止について、そしてホームページについて、大きく4項目にわたりまして御質問をいただきました。その順序に従いましてお答えを申し上げます。

まず、第1番目の那須烏山市のPR事業についてお答えをいたします。那須烏山市には、日本一の野外劇として有名な国の重要無形民俗文化財山あげ祭や国史跡長者ヶ平を初め烏山城、烏山和紙、近代化遺産といった文化資源、いかんべ祭、八溝そば街道祭、南那須タウンイルミネーションなど、各種イベント、あるいは那珂川水系と八溝山系の豊かな自然、そして日本の原風景とも言うべき里山など、全国に誇れる魅力的な資源がたくさんございます。

また、風情豊かなローカル線、JR烏山線には、先ごろJR東日本が発表しましたように、世界的にも先進的な蓄電池駆動電車システムが平成26年春に導入予定とございまして、新たな名物となるものと期待をしているところであります。これらの資源をPRし、本市のイメージアップを図ることは、観光振興や地域活性化、さらには定住促進等に効果があると考えております。

これまで市といたしましては、観光パンフレットの配布やポスター掲示などのほか、ホームページ、ツイッター、イベントバンクなど、情報通信技術を使って全国に発信をするとともに、新聞やテレビのメディアに積極的に情報提供して、本市の魅力をPRしてまいりました。

また、東京都の豊島区や世田谷区、埼玉県和光市など友好都市におけるPR活動を開催をするほか、JR東日本による駅からハイキング、山あげ祭期間中の旅行商品開発、トロッコ列車風っ子烏山号などの誘致を進めております。

ことしの8月からはJR烏山線と連携してタクシーを利用した観光案内、駅から観タクンをJRみどりの窓口で発売するに至りました。またさらに、ことし5月にオープンいたしました東京スカイツリータウン内の栃木県アンテナショップとちまるショップで、特産品を展示販売するほか、イベントスペースで首都圏向けPRイベントを開催してまいりました。

御案内のCRT栃木放送を活用した地域ブランド発信番組「とっておき那須烏山」につつま

しては、緊急雇用対応事業として放送を始めたものでございまして、ことし2年目となります。

市内のイベント、特産品、産業、環境など、地域の魅力を4人のスタッフがレポートし、番組を制作し、毎週木曜日にCRTラジオ放送を使って県内外に発信をしております。番組では、農産物、特産品生産者の提供によりますリスナープレゼントのコーナーがありますが、宇都宮など都市部を初め県内全域、さらには埼玉、茨城、群馬といった県境地域からも多数の応募がありますことから、PR効果はそれなりに高いものと判断いたしております。

また、栃木放送のホームページに、とっておき那須烏山のコーナーを設けまして、取材内容を随時ブログで掲載をしているほか、大宮駅のイベントスペースのPRイベント、文化放送の番組を使って関東一円にラジオ告知するなど、幅広い活動を展開しているところでございます。このとっておき那須烏山は、平成25年度も緊急雇用対応事業として継続できるよう、県に要望しているところでございます。

さらに、県内で32万部を発行する下野新聞に、定期的に那須烏山の魅力発信特集を掲載する事業も新たに要望しておりまして、メディアを使って本市の魅力を発信する活動を進展をさせたいと考えております。

なお、下野新聞によるPR事業は、プロカメラマンと数名の記者が観光、物産資源を特集コーナー記事にするため、企画、立案、取材、撮影、制作するほか、年間を通じて本市の観光、物産情報、イベントなどを撮影し、観光写真やパンフレット等に活用するというものでありまして、ことし3月から準備を始め、4月から来年3月まで掲載を要望しております。

このほか、現在、公募によるイメージキャラクター策定事業を進めているところでございますが、年度内には公表予定で事務を進めておりますので、観光パンフレットやイベント等に積極的に活用し、那須烏山市のPRに役立てることにいたしております。

また、緊急雇用対応事業では、ことしの春に姫レンジャーもお披露目されまして、各地のイベントに出演をして市のPRに活躍されておりますので、このような民間団体とも連携し、活動を支援してまいりたいと考えております。

このように、本市の魅力を発信できるさまざまな場、方法を使ってイメージアップを図ってきておりますが、今後も引き続き観光協会や生産者団体、商工会、JR、友好都市、その他の民間団体など、連携を強めまして、効果的なPR活動を推進をしてまいりたいと考えております。

次に、こども読書活動推進計画についてお答えをいたします。本市のこども読書活動推進計画は、豊かな情操と感性を育み、言語や表現力、思考力を高めまして、親子の触れ合いを深めるために、ゼロ歳から18歳までの各時期に、読書推進活動基盤整備、社会的機運の醸成に努めて定めたものでございまして、生涯学習推進計画とともに、平成20年4月に策定したとこ

ろであります。

計画期間は5年間でございますが、ことしが最終年度でありますことから、現在、平成25年度から5年間の第2期計画の策定作業を進めているところであります。第2期計画の策定にあたりましては、学校や社会教育関係者、ボランティアグループなどで構成した図書館協議会の意見を聞きながら進めております。年度内には完成する予定でございます。

計画の実績等につきましては、例年発行いたしております行財政報告書でも報告しておりますけれども、学校における読書推進活動といたしましては、訪問おはなし会や団体貸出の推進、朝の読書活動の推進など、市立図書館と各学校が連携して活動を推進しているところであります。また、幼児読書活動といたしましては、図書館におけるおたのしみ会や幼稚園、保育園への団体貸出の推進、こども館など関連施設での読書活動の推進などがございます。さらに、障がいのある子供の読書支援活動といたしましては、市立図書館においてさわる絵本や点字絵本、録音資料、映像資料等を配備をするなど、環境整備を進めているところでございます。

一方で、家庭における読書推進活動といたしましては、乳幼児と保護者を対象とした事業実施など課題もございます。また、読書推進活動に大きな役割を果たす読書ボランティアの育成では、図書館における養成講座の開催等でボランティア等は増加をしておりますが、今後はその有効活用を図りたいと考えております。

なお、ことしからは市立図書館が指定管理者の指定となりましたが、図書館では引き続き本計画に基づいて、子供の読書活動を推進することになっております。

I C T技術の進展やゲーム機の普及など子供たちを取り巻く環境が大きく変化をしている中で、本離れが問題となっております。先ほども申し上げましたけれども、子供たちの読書活動は健やかな成長に大きな役割を果たすものでございますので、今後ともこども読書活動推進計画に基づき、読書活動の推進を図ってまいりたいと考えております。

第3番目の障がい者虐待の防止についてお答えをいたします。障がい者虐待の防止、障がい者の擁護者に対する支援等に関する法律、略して障がい者虐待防止法は、障がい者虐待の防止や養護者に対する支援等に関する施策を推進をするため、平成23年に議員立法により可決成立をいたしまして、平成24年10月1日から施行されてまいりました。これにより、全ての弱者と言われる方、これは児童、高齢者、配偶者等に対する虐待防止法が整備をされたところでございます。

障がい者虐待防止法では、市町は、市町障がい者虐待防止センターとしての機能を果たすことといたしておりますが、その業務は障がい者虐待に関する通報等の受理、虐待を受けた障がい者の保護のための相談、指導及び助言、虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報、啓発等であります。

本市では、この法律の施行にあわせまして、ことし10月に那須烏山市障がい者虐待防止センターを健康福祉課内に開設し、これらの業務を行っているところでございます。

障がい者虐待に関する通報等につきましては、市役所開庁時間内は健康福祉課内の障がい者虐待防止センターで受け付けし、夜間、休日等は南那須地区障がい者相談支援センターに委託し、受け付けておりますので、24時間365日通報を受け付ける体制となっております。

また、通報があった場合は、早急に対応できるよう、庁内対策体制も順次整備をしております。また、被虐待者の保護について受け入れ先を確保いたしております。

これらの周知につきましては、10月号の広報なすからすやま、市ホームページに掲載し、また、障がい者虐待防止に関するリーフレットを作成し、各庁舎窓口に配置をするほか、健康福祉まつり等のイベントで配布をし、さらに民生委員、児童委員協議会等の関係機関にも説明をしたところであります。

現在まで、本市での通報件数はゼロであります。障がい者虐待防止法には、虐待に気づいた人の通報義務も定められております。これからも広報を強化をして周知徹底を図り、障がい者虐待防止に対する住民意識の高揚を図ってまいりたいと考えております。

次に、ホームページについてお答えをいたします。本市のホームページにつきましては、リニューアルをして3年を迎えますが、渋井議員からも運用面で各種御指摘、御提案をいただき、改善に努めてきたところでございます。

現在のホームページの運用体制は、リアルタイムな情報発信を可能とするために、CMS（コンテンツマネジメントシステム）を採用いたしております。担当課におきましてコンテンツを管理、運用しておりますことから、各課1名の広報広聴委員をホームページ担当として情報更新、リンク切れ等への対応と、職員への助言等サポート、課内でのチェックをする体制などを整備をしております。

ホームページを担当する総合政策課では、希望する職員に個別指導をしたり、広報委員会において作成のルールを周知徹底をしたりするなど、質の高いコンテンツづくりに努めてきたところでございます。

これらの対策により、以前に比べて改善をしてきたところでございますが、一部にチェック漏れが発生し、議員御指摘のようにリンクが繋がらないケースも散発いたしております。これは現在のホームページが外部からのリンクをチェックする機能はあっても、内部のリンク、添付ファイルをチェックする機能がシステム上にないためでございます。この解消には人の力によるチェックしかないためであると思われま。

このため、職員に対する指導をさらに徹底をしてまいりたいと考えております。10月には那須烏山市公式ホームページ運用基準を策定いたしましたので、これは利用した講習会を開催

をしますとともに、今後、公式ホームページ管理運営規程を実用に即した内容に改正する準備を進めておりますので、これらを適正に運用してチェック体制の充実を図りたいと考えております。

ホームページは、情報の周知と那須烏山市のPRに大きな役割を担っております。先のイメージキャラクター募集では、北海道を初め全国から照会、応募があるなど重要なツールでございます。また、広聴媒体としても利用は増加しつつございます。このツールをよりよく生かせるよう体制、内容の充実を図りたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上答弁終わります。

○議長（中山五男） 3番 渋井由放議員。

○3番（渋井由放） 答弁ありがとうございました。2回目の質問をさせていただきたいと思っております。あと、最後に時間があれば、この4つの質問の中でその総括もさせていただければと思っておりますので、お願いをしたいと思います。

まず1点目の那須烏山市のPR事業ということで、今、お話を聞くと、どうも栃木放送の事業も続けられるように国のほうに要望をしている。また、それプラス下野新聞の記事といえますかね、那須烏山市のPR、この下野新聞だけではなく新聞等の記事にして、発信をしているというのは、我が市が今考えたことなのか。ほかの市か町がもうやっているのか。ちょっとそれをお伺いしたいと思います。

○議長（中山五男） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） ただいまの件でございますが、今年度那須町が既にこの緊急雇用事業を活用しまして、この事業に着手をしているということでございます。

○議長（中山五男） 3番 渋井由放議員。

○3番（渋井由放） 那須町が実際やっております、この那須町は、あくまでも個人的な話ですから、私の出たところで、町長は同級生なんですけれども、1つは、ドライブをしながらというか仕事をしながら耳に入ってくるラジオというもの、これも非常にいい話なんですけれども、文字に残るといっても非常にいいんだというような話をしておりました。新聞というか文字に残る、そんなようなこともぜひとも力を入れてやっていただければありがたいなど。実際評価が高いようですね。

あと、今度このとおき那須烏山という番組、続けますと言われるものですから、続けてもらいたいと思って、一生懸命私、どんな番組があったか全部調べてきましてね、今までに34回の放送がありまして、非常に多岐にわたっているんですね、農政課の担当の部分とか、商工観光課の担当の部分、生涯学習課の部分とか、こども課の部分とか、この全体的にPRができていっているのかなど。

それでブログも書いているんですね。そのブログは私の調べたところによると、もしかするとこの計算間違っているかもしれませんけれども、全部で147回更新をされております。最初のうちはどうも余り、4月、5月なんかは幾らもなかったんですが、6月からだんだんふえてきて、10月、11月ぐらいになると、ほぼ毎日このブログを、それだけあちこち行ってネタがあったんでしょうね。やっているということで、そのラジオに乗せただけではなく、ブログなんかでもPRをしている。私、自分でブログを書いていますから、よくわかるんですが、結構反応もあるのかなということで、一生懸命やっているという事実はあるわけですね。

ただし、ここでもし続けるのであれば、また、続けるときにはという提案になりますけれども、今、ブログというのがあります、ソーシャルネットワークサービスというのは、何が一番使われているかというツイッターですね。このツイッターは那須烏山市でもやっております、きょうのツイッターは朝、確認をさせていただきましたけれども、私初め4名の議員が一般質問に出ますよというようなのが書かれておまして、それまでも議会開会のことが3回ほどだったでしょうかね、いつから議会が開会されますとか、そんな前もってのお知らせもやっていたところなんです。

これは議会広報委員長として、私がツイッターに議会の開会や、そういうさまざまな情報をしっかりと流してもらいたいというような話はさせていただいております、それを実践していただいているということでございます。

そのツイッターが1番で、今、このツイッターが話題になっているのは、橋下大阪市長が選挙のさまざまな政策をツイッターで出している。総務省なんだろうかね、その選挙管理のほうは。それは文書配布にあたるというような認識がありまして、それは選挙違反じゃないのかというような、あとは警察が判断するんだということです。

ところが、橋下市長はどんどんそれでもやると。そして、捕まるかもしれないとまで言っていますよね。捕まったら国民の皆様助けてください。こんなような話でやっております。

それほど話題になっているこのソーシャルネットワークサービスなんですが、そのツイッターのほかにさまざまなツールがありまして、ザッカーバーグというアメリカ人が開発したフェイスブックというのが物すごい勢いで今広がっているわけです。

それで、たまたまなんですが、このとおき那須烏山のブログタイトルの中に、第1回フェイスブック交流会というのが出ておまして、フェイスブックをやっている那須烏山市の人の交流会があって、那須烏山市を一生懸命PRしましょうなんていうようなこともやっているようなんですね。

このフェイスブックは多分ツイッターをもしかすると超えて日本一の交流サイトになるかもしれません。それだけ非常に多いと。そうすると、その今ブログということになっております

が、せっかくこういうフェイスブックの交流会もあるようですから、そういうところとも連携をとって那須烏山市としてそういう方との交流を図りながら、いわゆるこれが官民協働という、ただフェイスブックをやっている人が、俺は個人で勝手にやっているんだから、そういう話は聞いたってしょうがないんだという方ももちろんいるんですが、そういう方々の意見を聞いてさまざまな形で情報を発信していくというような取り組みを進めてみたらどうだろうかというふうに思うんですが、これは誰が答弁してくれるところになるかわかりませんが、総合政策課長ですかね。

○議長（中山五男） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） 私もまだそのフェイスブックについては細かいところを承知しておりませんが、今後ツイッターと同様、活用につきましては内部のほうで検討させていただきたいというふうに思っています。

○議長（中山五男） 3番 洪井由放議員。

○3番（洪井由放） フェイスブックで、市をPRしているのは佐賀県ですね。武雄市長ですか、それに感銘を受けたのが那須町の高久町長で、フェイスブック良品という、フェイスブックで特産品を売ろうというようなこともやっております、那須町のホームページに行けばフェイスブック良品というようなことで写真つきでいろいろ出ております。PRだけでなく、商品も売れるというようなことでやっております。

別にそれをやれとは言わないんですけれども、そういうものを研究して、情報の発信をさまざまな形で時代にマッチしたものを次から次に取り入れ、例えばラジオや新聞のような古くからあるメディアと、このソーシャルネットワークサービスのような、いわゆるフェイスブックのような新しいものを加えたしっかりとしたPR、それでフェイスブックってそんなお金がかかるのか、そういうものじゃないんですね。努力はしないといけませんよ。見てくれる人が、いや、すごいんだと思うような構図で写真を撮るとか、中身を書くとか、そういうところは必要になるかと思えますけれども、そのツールはいわゆるたくさん持って、また、たくさん検討して、お金がかかるのか、かからないのか。また、どうやったら市民の皆様を巻き込めるのか。

それで多少なりともやってくれるのであれば、例えば佐賀県の武雄市のやつですね。プチ市民記者養成講座なんていうのをやっているんですよ。市民の目線で地域の情報を発信できる人材を育成する。逆に言うと、多分市のほうが教えられるほうが多いんじゃないかなと思うんですが、そのプチ市民記者、これは子供さんでもいいんだと思うんですよ。幼稚園の方の考え、小学生の考え、そんなこともあるかもしれません。プチ市民記者、これ、子供のほうがよっぽどパソコン上手ですから、そんなことで市政に関心を持ってもらうとともに情報を発信すると。

そんなような施策をやってみたらどうかと思うんですけどもね。

これ、それほどお金はかからないということで、来年度以降、それをすぐやれというのではなくて、情報をしっかり収集し、あちこち、もしあれだったら見にいたり、話を聞いたりして、少しずつ那須烏山市の情報を発信するためには、市だけじゃなくてもっと広く人材を募集するというんじゃなくて、一緒に溶け込んだようなそういうような形をやってみたらどうか。私はこのように思うんですけども、これは市長から答弁をいただきましょうかね。

○議長（中山五男） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 今、渋井議員からフェイスブックの御案内をいただきました。確かにこの官民協働のスタンス、そしてツールをたくさん持って那須烏山市の情報を、特産品に限らず環境問題あるいはそういった観光情報なり、いろいろな情報をいろいろな手段でもって流せるということは大変有利だろうと思います。今、御指摘のように費用対効果の面もございます。あるいはいろいろな情報収集をできることをやりながら、この官民協働の体制がこのICT技術、今、日進月歩と言われておりますので、乗り遅れないためにもそういった調査研究をして、実現化に向けて努力すべきだろうと思います。

○議長（中山五男） 3番渋井由放議員。

○3番（渋井由放） なかなか時代とともに、さまざまなツールが出てき、それを情報収集しているうちに次のものに行ってしまうというような時代になっております。だから、どこで素早くつかんでやっていくか。これも重要なこととございまして、那須町の町長は、いや、町のほうでというより、それじゃあ、俺がやっちゃおうと、俺がやればという話で始めました。日進月歩で調査しているうちに、調査していたやつが古くなって新しいのがどんどん出てくるということもあります。ですから、素早い対応も必要なのかなと思います。

それで、ネット広告の拡大の可能性ということで、朝日新聞ですが、こんなことが書いてあります。電通がまとめた2011年の日本の広告費によると、マスコミ4媒体の広告費がいずれも前年割れしたのに対し、ネット広告費4.1%増と8,062億円だということですね。ですから、ネットの広告費がほかのものは前年割れをしたけれども、これ、2011年ですね、このネットの広告費だけは上がっているということは、それだけ利用されていて有効だということなんだと思うんですね。

この企業からどういう期待をされているかということ、期待するのはソーシャルネットワークサービスの拡散力、企業から情報を伝えるより利用者から友達に伝えたほうが信頼度が高いというわけなんです。ですから、市の情報を市から伝えるというのも1つ、これで言うと企業ですね。広告が企業が伝えるというのもそうなのかもしれないですが、そういうソーシャルネットワークサービスで友人から市の情報が入ってきたというのが身近に感じるし、その中身は聞

違うのかなど。こういうふうと思うんだという内容で書いてあるのかなということ。

これはどんなことが書いてあるかという、余談になりますけど、ミニスカートのここに広告を張って、それでソーシャルネットワークサービスで飛ばすというような新しい手法があるんだというようなのが書いてありますが、さまざまな媒体、その中でもソーシャルネットワークサービスが上がっている。しかしながら、ほかの媒体がだめだというんじゃなくて、そういうものを総合して、またそれによってお金かかりませんから、フェイスブックやっても。お金無料。無料だったら俺がやるって那須町の町長が言ったように、すぐやったほうがいい。お金がかかるなら別ですがね、と私は思っております。

ただ、それをやるのにいろいろ問題があるかどうか、そういうのをしっかり調べていただきまして、この烏山のPR事業、それでなおのこと、今、観光客が減っている。この前、同僚議員からの一般質問がありました。放射能の問題ですね。特にキノコ類、そこへ今度イノシシが出るとか、イノシシとってもまた放射能と。そういうイメージがつきますと、当然アユも釣りにこなかったり、どんどんどんどん悪いほう、悪いほうと雪だるま式に話が進んでいっちゃいますので、風評被害対策にもなるかと思うので、どんどん発信力を強めていただいてやっていただきたいと、そのようにお願いをして2点目の質問に入らせていただきたいと思っております。

2点目の質問は、こども読書推進計画ということでございます。この読書推進計画は、これはホームページにありましたのでとってまいりまして、これが宇都宮市の第2次の子供読書計画の推進計画でございます。これは平成21年2月に策定をしたものでございます。ですから、第2次というのは第1次があつて5年前、ですから、これ平成21年ということは我が市よりもはるかに早く読書推進計画をつくつたということでございます。

そういう中に、これで第1次の計画は平成16年度から平成20年度をもって満了となることから、その成果を検証する。きちんと検証しております、その中で1次計画の指標の達成状況なんていうのがあるんです。家や学校などで読書や調べ学習に使つた本の数字、ただし、漫画は除く。これが何冊使つたかとか、1カ月に、これはわかりやすいですね、1カ月に1冊も本を読まない子供の割合ですね。これ、目標がこういうことが書いてあるんですね。本市の小学校では、全校一斉読書（朝の読書）の実施率が平成18年度から100%ですと。これにより、1カ月に1冊も本を読まない子供の割合はゼロとなり、目標を達成しています。

こんなことが出ているんですが、この数字、目標がすっかりできていて、数字であらわせて報告が出ているわけですけども、我が市の今度の推進計画はそういうこともきちんと出ているんでしょうかね。

○議長（中山五男） 川堀生涯学習課長。

○生涯学習課長（川堀文玉） 申しわけございません。数字的なものですね。全て指標化し

てはございません。

○議長（中山五男） 3番 渋井由放議員。

○3番（渋井由放） そうなんです。この計画の概要というのを見ますと、こういうことをするんだ、ああいうことをするんだとは書いてあるんです。こういうものをゼロにするんだとか、こういうものは伸ばすんだとかという、そういうのが書いてないんです、我が市のものはね。それだから、どうのこうのと言っているわけではないんですが、よく言うんですよ。周りの市町村の状況を見て我が市も。できれば周りのものを見て、しっかり情報を収集して。これ、先ほども言いましたが、いつつくったかという、平成16年。我が市は平成20年。逆に宇都宮市は平成21年から第2次読書計画というのをどお一んと。数値目標をしっかりして、これね、パソコンがあればこんなの印刷する必要ないんですけども、88ページでした。

それで、何が重要かという、生涯学習課長がやるやつじゃないのかなと思うんです。生涯学習課長一手にやるというのではなくて、例えば小さいお子さまの読書はどうするんだというような、これはこども課の話なのかなと思うんですよ。幼児期、1歳未満なんていうのとか、1歳から就学前とか。小学生、中学生なんていうのもあるんですが、これはどっちかという、学校教育課でしょうかね。

それを全体的にまとめるのが生涯学習課長なのかなというふうに思うんです。それは図書館もありますからね。今回の第2次の読書の活動推進計画、生涯学習課に司書も見えられたようですね。そうすると、専門的な知識を持った人がいるわけですから、情報をしっかり調べて全国平均がこうだとか、栃木県の読書率はこうなんだとか、できれば無理だと言えそれまでなんですが、できればしっかり数字をつかんで、そして、どういうふうにやったらその数字が伸びるんだとか下がるんだとかいう、そういう施策をやって、何だかぼやっとした計画よりは、ほかがありますから、何ならほかをパクって、いいところはどんどん真似したほうがいいと思うんですよ。変な話ですよ、自転車競技でも1番先走るのは風を受けて大変だという。ですから、ある議員が2番ではだめなんですか。私は1番にしろなんて言いません。2番で結構ですから、速やかにいいところをとってやってもらえればいいんじゃないのかなと思います。

特に、この三つ子の魂百までということでございまして、小さいお子さまに読み聞かせをする、または音楽なんかも一緒なんだと思うんですが情操教育をすれば、そのときから本当に優しく優しく育てれば、学校へ行ってのいじめとか、そういうのも、いじめが起きてから対策するんじゃなくて、小さい子供さんのころからそういうのも含めてやってもらうというふうに、私は思うんですけれども、これについては総合的な話になりますので、図書館の問題、学校の問題、そしてこども課の問題、そういうことですから、やはりこれはトップである市長に考え方を聞いてみたいと思いますけれども、市長、考えどうでしょう。

○議長（中山五男） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 子供たちの、乳幼児も入れた読書活動推進については、これからの少子化の時代において大変必要なことというふうに私も感じております。今、議員御指摘のように、主管課は確かに生涯学習課ではございますが、各課関連のあるところを総合力でもってそういった推進活動にやはり進めるべきだろうと思いますので、議員の御指摘を受けまして、第2次計画はそれらが反映できるように努力をさせたいと思います。

○議長（中山五男） 3番 渋井由放議員。

○3番（渋井由放） 今、生涯学習課長、市長が各課横断的にしっかり取り組むというようなお話をいただいたところでございます。図書館が指定管理に移りまして、またそれも別部署というような感じになるのかなとは思いますが、その辺も含め、しっかりこの那須烏山市のこども読書活動推進計画を立てていただいて、なおかつこの読書推進計画で本を読んだというだけじゃなくて、いい子供さんに、これはこども課長のほうにも、いい子供さんになるような本を一生懸命提案してもらって、優しい子供が育つ那須烏山市というようなことで、これをやっていただきたい。こういうふうに思いまして、それはここでとりあえず終了をさせていただいて、次なるは3番手に行きたいと思いますが、課長、それは大丈夫ですよ。司書の方もせっかくいるので、腕の見せどころなんじゃないかなと思います。

次、3点目は、障がい者の虐待の防止についてであります。これ、市長の答弁にもありましたように、弱者の方が全体的におられる。それで、私が思うのは、単なる1足す1は2というものではない。なかなか複雑で難しい代物であるというふうに思うんですね。

特に、障がい者の方が虐待をされているかどうか。その障がいの度合いによっては本人からは絶対言えないですし、常々大きい声なんかを出していると、周りでも感じないということもあるんだと思うんですね。

こういうのはなかなか難しいんですね。あと、今いるDVというんですか、配偶者からの暴力の防止、こういう法律もあります。これは那須塩原市では、この法律によって基本計画を定めるというか、努めなければならないというふうになっております。平成24年3月に那須塩原市がつくったものなんですけど、私、黒磯高校なものですから、黒磯市の当時からさまざまな問題がありまして、これについては今の阿久津憲二市長、県議の時代からこういうものに取り組んでおりまして、平成24年3月にとりまとめをしたわけでございます。

我が市もこういうものをしっかり今努めるということになっていきますので、当然ほかは余りつくっている事例がないんですよ。ただ、つくらなきゃならないということだけは事実で、我が市もこういうものをつくることで今検討はしていると思うんですが、どのぐらい、あと1年か2年ぐらいではできるんですか、どうでしょうか。

○議長（中山五男） 鈴木こども課長。

○こども課長（鈴木重男） それではお答えをいたします。今現在、議員御指摘のとおり、DVのほうはほぼ私どもで対応しておりますが、相対的に見ますと男女共同参画、そういったほかの担当課もございまして、今この計画がおくれていることが現状でございます。

今、御指摘いただいたようになるべく早くこの計画はつくる。そういった形の中で本市のDVの被害者の方に、より充実した支援を図ってまいりたいと考えておりますので、次年度なるべく早い時期に検討委員会を立ち上げまして、計画を策定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中山五男） 3番 渋谷由放議員。

○3番（渋谷由放） 今、計画すれどなかなか進まずというのが現状なんだと思うんです。先ほどこの宇都宮市のこども読書活動推進計画の話をしましたけど、那須塩原市でしっかりつくってあると思うんですよ。中を見ても、なかなかこれは力作だなというふうに思っておりますので、那須塩原市には悪いんですけど、結局自分のところだけじゃなくて、周りの情報を収集しまして、いいところはもうすぐ真似る。これは著作権があるわけじゃないと思うんですよ。何なら那須塩原市へ行ってちょっと教えてくれでもいいと思うんです。そうすれば、非常にいいものもこういう計画でできていくんじゃないのかなというふうに思うんですね。

それはできるだけ早くと言っても、悪いものをつくってぼろぼろになっちゃうよりは、しっかり情報を入れてつくってもらおうということでございます。弱者に対する虐待の防止4法と私は勝手に言っています。障がい者の虐待、児童の虐待、高齢者の虐待、また配偶者からの暴力、こういうものについては事例が多岐多用にわたって来ると思うんですよ。さまざまな観点から総合的に判断をしなければならないということになりますと、今の担当はDV関係はどうぞこども課、児童虐待なんかはこども課なんだろうけど。高齢者とかこの障がい者というのは健康福祉課でよろしいんですね。

那須烏山市というのは非常に小さいですから、そういうのが多々あるとは思わないんですが、やはりこういうものを研さんし勉強して、すぐ対応にあたれる人材を育成しなければならないというふうに思うんですね。市になりまして、それを統括する部署ができていけるわけなんだと思うんですね。所長、前におるんでえらいんだと思うんですが、よくお話をしまして、しっかり組織の中で統括をし、一元化じゃないですけど、虐待やそういう防止についてはすぐぱっと対策して、こっちに相談窓口、あっちにも、たらい回しじゃないですよ、一緒になって真剣にやれると。

弱い人の立場に立って、しっかり対応できる。また、その対応する人がしっかり研修、研さんを積んで、あらゆるところで勉強をして速やかに対応ができるというような形にしてみたら

どうか。これは各課長、所長の問題じゃなく、市長の話になるのかなと考え方になるのかなと思うんですが、市長、そんな点どうでしょう。

○議長（中山五男） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） お答えをいたします。児童、高齢者、障がい者あるいは配偶者に対する児童虐待というのは、本当に今の世相からいたしますと当市におきましても喫緊の重要な課題だろうと認識をいたしております。今、福祉事務所あるいはこのこども課、健康福祉課、縦割りになっていることは私も否定はいたしません。そういったところを一元化するというのはやはりおっしゃることは十分理解をできます。そういったことに向けて、この虐待防止基本計画については、一元化をする形で進められればということでございますので、そのような連携を、そして協調が組めるような組織づくりに尽力をしていきたいと思っております。

○議長（中山五男） 3番 渋井由放議員。

○3番（渋井由放） 弱い人の立場に立って、来たらもうすぐ助けるんだというような市長の強い思いが今感じられた次第でございますけれども、本当に困って来るわけですから、真剣に対応するというので、いよいよ平山所長、出番になったような感じでございます。今まで余り議会での答弁も非常に少なく、統括をしているわりには申しわけないなと思っておりますが、どうもそういう話ですから意気込みをちょっと聞かせていただければと思うんですが、どうでしょう。

○議長（中山五男） 平山福祉事務所長。

○福祉事務所長（平山正夫） ただいまの渋井議員からありましたように、意気込みということでございますけれども、先ほど渋井議員のほうから述べられましたように、一致団結して現状的にはやっているところでございます。ケースによりまして、こども課、健康福祉課、それ以外にかかるケースの場合は学校教育課あるいは学校、それから県の出先機関あるいは警察など多岐にわたりますけれども、そういう関係者などにお集まりをいただきまして、そのケースについてなるべくよい方向に向かうような会議とか指導をさせていただいている。このようなことでございます。

それから、人材育成につきましては、人事異動とかいろいろありますけれども、関係職員の必要な調査とか何かの場合には、その研修あるいは資格の取得をさせているというような現状でございます。

以上でございます。

○議長（中山五男） 3番 渋井由放議員。

○3番（渋井由放） ありがとうございます。申しわけないですね。マイクがなくて裏のマイクでやらせていただいているということを知っていただくために発言をしていただいたと

ということもあります。どうかその弱い人の立場に立って一生懸命対応をしていただければと思います。

それで、今、この経済の不況、そういう中にありまして、障がい者の皆様はなかなかお仕事が無いというのが現状でございます。保護者の皆さんも大変だということにありまして、障がい者のお仕事やつくっているものを優先的に購入をするんだよというような国の法律があるのではないかなと思いますが、健康福祉課長、その辺何ていう法律ですか。

○議長（中山五男） 網野健康福祉課長。

○健康福祉課長（網野 榮） ただいまの質問でございます。こちらについては法律もございます。ちょっと資料が手元にございませんけれども、障がい者の関係の皆さんがつくったものを優先的に発注してそれを購入するという制度は現実的にございます。

ちょっと後刻、調べて回答させていただきたいと思います。

○議長（中山五男） 3番 渋井由放議員。

○3番（渋井由放） それで、今度振るほうは、教育委員会というか、教育次長になってしまうのかどうかわかりませんが、那須烏山市は給食センターが一元化されました。今回の地震でも被害がないということで胸をなでおろしたところでございますが、学校給食はご飯もありますが、週何回かパンを供しているということだと思んですが、何回になりますかね。

○議長（中山五男） 大野学校教育課長。

○学校教育課長（大野治樹） パンは週に2回の提供になってございます。

○議長（中山五男） 3番 渋井由放議員。

○3番（渋井由放） 学校のパン、これは今どちらから購入されているかわかりますか。

○議長（中山五男） 大野学校教育課長。

○学校教育課長（大野治樹） 現在、2カ所から購入しておりまして、1カ所は栃北という業者と、もう1カ所は地元の川上製パンというところからでございます。

○議長（中山五男） 3番 渋井由放議員。

○3番（渋井由放） そこ2カ所は障がい者の方は使っているかもしれませんが、障がい者の施設ではないですか。

○議長（中山五男） 大野学校教育課長。

○学校教育課長（大野治樹） そこは障がい者の施設ではございません。ただ、従業員にいかどうかというのはちょっとわかりませんが。

○議長（中山五男） 3番 渋井由放議員。

○3番（渋井由放） この那須烏山市に障がい者施設のパン屋さんが2カ所あります。1カ所はあすなろ作業所というところからございまして、もう1カ所は市のほうからお願いをしたい

っぴというところでございます。

障がい者の施設から優先的に購入したらというような法律が今一生懸命調べてくれていますので、あるようですけれども、そういうことを考えたことは教育委員会というか、学校教育課というんだか、そういうことはありますか、どうですか。

○議長（中山五男） 大野学校教育課長。

○学校教育課長（大野治樹） 学校給食の提供食が約2,400食の提供になりますので、そういった提供が安定的に確保できるということの観点から、現在は今までには考えたことはございませんでした。

○議長（中山五男） 3番 渋谷由放議員。

○3番（渋谷由放） 今までには考えたことがない。それは数も少ししかできないかもしれないし、あれなんです、例えば中学校何人いるかわかりません。小学校各学年何人いるかわかりませんが、その1学年分だけでも買うとか、そういうことができるんじゃないかなど。私、あすなろ作業所は、ピザ生地をつくってもらっていますので、行ってまいりましたけれども、少しでも使ってもらえればありがたいと、120から30はできるんだ。もう一つオープンを入れればもっとできますよというような話をしていました。

いっぴさんについては、私、知りませんので、同僚議員からそういうことができるのかどうかちょっと聞いてくださいねとは言っておりましたが、その全体の量をできなくても、面倒くさいかもしれないですけど、面倒くさいのをやって助けるというのが障がい者の皆さんに対する心だと私は思うんですけれども、そういうことが法律で優先的に使用するというにまっずなっているというのは大野課長、それはわかりますよね、どうですか。

○議長（中山五男） 大野学校教育課長。

○学校教育課長（大野治樹） 今、網野課長からもあったように、そういった優先購入ということはあるということは認識しております。

○議長（中山五男） 3番 渋谷由放議員。

○3番（渋谷由放） それでは、優先購入に向けて何が課題なんだ。何が問題なんだ。優先的に購入する。もちろん今までやっていた人を排除しろなんて言っていませんから、ごく一部をそれに変えてもらいたいというか、変える努力をするのが市ですよということです。そういう努力も何もなく、今までどおりというのは違法ですよという話に私は捉えているんですが、どうですか。

○議長（中山五男） このことは教育委員長の統括責任者であります池澤教育長の御答弁が適切かと思いますが、教育長いかがですか。

池澤教育長。

○教育長（池澤 進） 渋井議員の本当に思いやりのある施策、私も共感いたします。法についても十分私は承知しております。したがって、教育次長、大野課長と一緒に、今、お話をいただいた一部分でもできるならば、法的なものもございまして検討しながら、対応できるように努力を続けていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中山五男） 3番渋井由放議員。

○3番（渋井由放） この前マラソン大会がございまして、マラソン大会にちょっと所用があつて多少おくれて行きました。そのときに、お美しい御婦人がお二方いらっしゃいまして、ちょっと会釈をしておりましたら、教育委員会のお二人でございまして、私、こういうふうと思うんですよと、障がい者施設のパンを学校給食にぜひ提供したいと思うんですよと言ったら、そのお二方の委員さん、いやあ、それはいいことだと。それはいいと、一生懸命検討しなければねと、こういうふうに言っておりましたので、教育委員会でしっかりと議論をしていただき、多少窮屈なことがあつても、障がい者の皆さんのため、障がい者の保護者の皆さんのため、しっかり那須烏山市は取り組む。こういう姿勢を見せていただければありがたいと思ひまして、一応障がい者の虐待の防止については終わらせていただきたいと思ひます。

次に、このホームページについてでございます。ホームページについては、777万8,000円と、コンテンツマネジメントシステム、こういうことございまして、議会、広報委員としまして、今、この議会のホームページを日々更新をし改修をさせていただいているところでございます。中山議長に了解をいただきながら、広報委員長として一生懸命改善を図っているということで、少し言いたいと思ひますが。

実は、この前、足利市のほうへ研修に行つてまいりました。足利市は足利大豆生田市長みずから、コンテンツマネジメントシステムについての本を出して、会いましてらね、私、市内の本屋さんに行つてくれればこのホームページの本を売っていますよと。こんなようなことで、市民にどんどん情報を提供し、早く提供する。それが全国にも広がるということをおっしゃっていました。

本来からすれば、足利市よりも那須烏山市のほうがこのコンテンツマネジメントシステムの取り組みは早かつたかもしれないというぐらいの早さだったんですね。非常に優秀なホームページなのです。それをいかに利用するか。いかにそれを発信するかという運用がなかなか今のところできていない。これにつきましては、しっかりと運用するには、たびたび言っているんですが、職員教育だと思ひますよ。これは慣れれば私だってできるんですから、那須烏山市の職員の皆様は誰でもできるはずですよ。食わず嫌いだけで。

あとチェックとこういうことで、別にああだこうだ文句を言つたり何かするわけではないん

ですけれども、全課局横断的にぜひ。若い職員の方を入社とは言わないね、市に入所して、まだあまりたっていないような人を集中的に教育するというか、逆に教育しなくてもみんな知っていると思うんですね。その辺の運用や教育の仕方、これ、間違っていないかなと思うんですよ。お年寄りと言ったら怒られちゃいますよ、庁内でのお年寄りというよりは、若い飲み込みの早い人にやってどんどん。大した労力じゃないんです、これ。と思うんですがどうですか。

○議長（中山五男） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） ただいま御質問いただいておりますホームページの運用につきましては、内部組織で広報公聴委員会という組織がございまして、ことしの10月からその運用基準を新たに定めまして運用しているところでございますけれども、各課1名ずつ作成の実務者を配置をいたしまして、それぞれの内容チェック等を実施しているわけでございますが、今後、この運用基準に基づいて各課1名だけではなくて、各課に複数名の職員を育成をいたしまして、相互にチェック体制がとれるというような形で研修等を実施をしてみたいと考えてございます。

○議長（中山五男） 3番 渋井由放議員。

○3番（渋井由放） あと1つ、このホームページというかパソコンと申しますか、庁内のパソコンはアイフィルターというのかかっているのかなと思います。この相手から入ってこられるのをブロックするというのも1つあるんでしょうかね。こっちから行くのもブロックするということがあるんですが、これはいろいろ諸問題があるのかなとは思いますが、この費用というのはどのぐらいかかっているんでしょうか。

○議長（中山五男） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） アイフィルターの年間のランニングコストが約101万6,000円かかっています。

○議長（中山五男） 3番 渋井由放議員。

○3番（渋井由放） この101万円のコスト、これが順当だとか順当じゃないとかというのじゃなくて、このアイフィルターをかける理由というのは何なんだというのを改めて聞きたいと思うんですが、どうですか。

○議長（中山五男） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） 昨年度からインターネットを介したウイルスの感染が3件ほど、各職員の端末が感染するという事態が発生をいたしまして、やはりインターネットを通したウイルスの感染が、個人のパソコンはもちろんですけれども、市全体の情報ネットワークあるいは個人情報の流出等につながる可能性もございますので、そういったところで現在も情報セキュリティシステムの推進班会議のほうで、その運用については検討しているところでござ

いますが、当分の間、ちょっとインターネットの接続を規制をさせていただいているところがございます。

○議長（中山五男） 3番 洪井由放議員。

○3番（洪井由放） 当然パソコンが動かなくなるとして庁舎内が混乱をするということではだめですから、しっかり管理をしなきゃならないという部分が1つある。

もう一つは、先ほどのようなふうにかまざまなこんな情報がありますよ、あんな情報がありますよ、こんなことをやっておりますよというふうには、こういう情報を収集する独立したつながりのあるパソコンもないと、なかなか難しいんじゃないのかなと。アイフィルターかかっているといきませんからね。議会事務局長に言われました。洪井さんのブログは市では見られませんよ。私はそれほど有害ではないですよ。有害ではないですが、そういう日記とかブログとかとって、そういうのは行かないようになっているわけなんですね。

ただ、私はこれから議員も那須烏山市のPRをしなきゃならないだろうし、考えをどんどん発信していかなきゃならないということは、当然ホームページなり、何なりをもって、しっかりとやっていくべきだと。私は勝手に思っていますけれどもね。

そういう中であって、全部がつながらないというよりは、つながるものが例えば総合政策課と総務課と上のほうね、それには1台あるんだよと。下のほうは農政課と商工観光課で1台あってとって、何かそういうつくりもあったほうが、情報を収集し、さまざまな分析をするのにはいいんじゃないのかなというふうには私は考えるんですが、インターネットというのはすばらしい何でも入ってきますからね。

こんな簡単ですよ。宇都宮市のこども読書推進計画って入れるとぱっと出てきて、印刷をぱっとかけられる。そういうすばらしいもので、ほかと比べたり、例えばほかの市が何をやっているんだ。今のアイフィルターでいったんじゃいけませんからね。そういうのでは情報を収集できない。また、収集できなければ分析もできない。こういうふうになるのかなと思うわけです。

もちろん私のブログを見てくれと言っているわけじゃないんですが、有害サイトはひどいよねというふうには思って、それは冗談でございますが、そういうことも考えて情報の収集しやすさ、あとこっちの健康福祉センターにも1台、そういう別枠のものがあって情報を収集すると。例えば虐待の防止、そんなのどんなのがあるんだ。多分そんなので入れたってつながらないで終わっちゃうということになると思うんですよ。その辺について多少幾らかお金はかかりますが、どんなふうには思いますか。

○議長（中山五男） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） アイフィルター、今、職員各個人のパソコンについてはかな

り厳しい規制をかけておりますが、2段階で各課に1台ずつ汎用コンピューターを配置しております。そちらのほうは幾分若干フィルターの規制を緩くしてございます。なお、どうしても必要なサイトに接続したい場合には、総合政策課のほうに協議していただければ規制を解除するというような対応をしておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（中山五男） 3番 渋井由放議員。

○3番（渋井由放） じゃあ、その辺はよろしく願いをし、要するにインターネットでどんどん情報をとって、那須烏山市だけじゃなくてたくさんの市があって、たくさんの県があって、そういう中にいいものがたくさんあるわけですね。88ページ、こんないい報告書が出ていますからね。こういうのをぱっと見て、中身を分析して、我が市もこれ以上とは言いませんよ、これ以上とは言わないけど、前例があるんだったらせめてこんな程度にまとめてもらいたい。これをまとめるのは数値的目標云々ですからね。そういうふうに情報をしっかりとればなと思うわけでございます。

それと、あともう一つ、ホームページに関係があるわけですが、図書館にもインターネットがつながるようになっておりますね。これは市の運用と同じような形でやっているのか。また、もっと厳しい、いわゆる子供たちとか、そういう人たちも使うということになりますので、その辺の管理は生涯学習課の課長のほうの担当になるのかなとは思いますが、いかがですかね。

○議長（中山五男） 川堀生涯学習課長。

○生涯学習課長（川堀文玉） 図書館でもいろいろな調べものためにインターネットを利用者用に開放してございますが、やはりレベル的には小学生程度のものというような形でかなり厳しいフィルターをかけさせていただいております。

○議長（中山五男） 3番 渋井由放議員。

○3番（渋井由放） 多くの人が利用をします。特に、子供さんが利用するというものについては、やはり厳しいフィルターをかけていただきませんか、それこそ私のブログのような有害サイトに行ってしまうば問題になるかなと思いますけれども、その辺はしっかりと。

ただ、この前、那須烏山市のホームページにつながるのなかと思って入れてみたら、那須烏山市のホームページにもつながらなかったということで、これはアイフィルターのやり方を、那須烏山市の図書館から那須烏山市のホームページにつながらないというようなアイフィルターのかけ方では、アイフィルターでかかっていたか、もともとブロックしていたかということになりますけれども、その辺は弾力的な運用をお願いしたいと思います。

あと3分を切ってしまいました。総括をちょっとさせていただきたいと思います。私、きょう、この一般質問でさせていただいたのは、1つの課が担当だとか、ここの課が担当だからというのではなくて、しっかりと連携をし、市民のための行政をやるんだと。

例えば健康福祉課と学校教育課と教育委員会と、そういうのをしっかり連携し障がい者を支えるんだと。農政課と商工観光課としっかり連携をし、那須烏山市のPRをするんだというような、縦割りじゃなくて横にぶつと、焼き鳥じゃないですけどね、串を打つというような施策、これこそが小さくてもきらりと光るまちづくり。小さいからこそそういうことができるというふうに私は思います。

市長の任期も残すところあと1年になりました。2期目の所信表明、こういうふうに市長は言っているんですね。平成21年11月市長選挙において、多数の方から御支持をいただき2期目も烏山市政のかじとり云々ということで、そのときにはちょうど民主党政権になって、このような国政激変を踏まえ、私は全国市長会を初めとする地方6団体が一致団結して新政権へ対応を講じてまいる必要性を強く認識している次第であり云々と。このように国政動向を十分に注視し、市長2期目の市政運営を慎重に行ってまいりたいというような所信表明がありました。

今度は総選挙で随分様相も変わるのかなということで、時代に対応した市政運営とあと評価ですね。しっかりとした評価ができるように市長の手腕を、あと1年を切りましたので、かじとりをしっかりとお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。答弁は結構です。

○議長（中山五男） 以上で、3番渋谷由放議員の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩をいたします。

休憩 午前11時32分

再開 午前11時40分

○議長（中山五男） 休憩前に引き続き再開をいたします。

網野健康福祉課長。

○健康福祉課長（網野 榮） 先ほど渋谷議員の御質問の中でありました法律の名称でございます。この名称につきましては、国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律でございます。こちらは平成24年6月20日に成立をいたしまして、来年の平成25年4月1日からの施行ということで明確な制度化ができたということでございます。

以上です。

○議長（中山五男） 通告に基づき、18番樋山隆四郎議員の発言を許します。

18番樋山隆四郎議員。

〔18番 樋山隆四郎 登壇〕

○18番（樋山隆四郎） 議長の発言の許可が出ましたので、いつものとおり私は即議題の

ほうに入ります。

それで、私は前の議会のときに3項目質問事項を述べたわけではありますが、農業問題で全てに時間を費やして、再生エネルギー、それから在宅介護と、ここまで議論がなかなかのわけではありますが、きょうはその3つ、大きな問題は何かと言えば、この問題は地域の活性化という問題でありますから、その3本の柱がなければなかなかその活性化が難しいと。

だから、こういう問題に関しては1つでなくて、農業だけ、再生可能エネルギーだけでなく、そしてもう一つこれは在宅介護と、これはどういうことかという、これから実質で施設介護を望んでいる方が160人ぐらいいるんだと。そんな話をしていますが、しかし、その人たちはどうするんだ。施設に入れなければ当然それは在宅ということになります。そのときに在宅ということになりますと、これはそれだけ家族に負担がかかるわけであります。ですから、そういうものをどう解消するか。特に、病気を持っている人ですね。病院にもなかなか入れない。こういう方たちをどういうふうにして支えていくか。そのシステムをどうつくるか。これが問題なわけです。この部分がこの間、抜けていたわけであります。

再生可能エネルギーに関しましては、皆さん、特に御存じでしょうが、これから特別委員会をつくってやるんですから、質問するほうが質問されていたんじゃないので、私のほうはそういうことでこれは軽く抑えます。特に、きょうはその3本柱をどういうふうにしてやっていくかということを議題にしていきたい。

特に、この間、農業問題に関しましては何人も議員が農業の再生、後継者がいなくてどういうふうにするんだと。これ、この農業の危機というのは本当に大変なものではないのか。こういうふうな議論が出て、それでは最終的にどういう解決方法があるんだと。私は後でそこにある本を紹介いたしますが、山梨県で、あれは久保居議員かな、再生で農業問題で話があったんですが、限界集落、この限界集落を立て直したと。600人ぐらいしかいないその集落に何と1,000人以上が来た。こういうことがあるんですよ。

なぜ来たかという、その1つの大きな問題は、耕作放棄地を再生してしまったと。耕作放棄地なんてもう誰もこの辺ではもう手をつけない。しかし、それを渋井議員、先ほどのインターネットの話がありましたが、インターネットでこの耕作放棄地を田んぼにしようと、畑にしようと、そういうふうな開墾ということを考えてインターネットで流したらば、20代の人たちが500人も来た。

その人たちはボランティアですからね。本当のボランティアで、それで自分たちで寝袋を持ったり、あるいは宿泊をする設備、テントを持ってきたり、そして自分たちで飯をつくって、そしてその人たちが今ならば木が生えていたり、カヤの根っこがあったり、そういうところの本当の放棄地をあっという間に耕作可能な土地にした。

なぜそんなことが可能なのかと言ったら、そのボランティアの人たちは後で聞いてみたら、とにかくカヤの根っこを1つ起こすんだって簡単には起きないわけですよ。2人か3人でスコップとかいろいろなものを使って起こしたときに、その喜びがあった。そういうものを今、都会の若者は望んでいるんだと。

だから、どういうふうにしてやるかと言ったら、ただ単にやるんじゃないで、発想の転換だと。開墾してそれだけで終わりかと言ったらそうじゃないんです。そこに今度は作物をつかって、その作物というものをサプライチェーンじゃないんですが、加工して、流通に乗せて、そして小売りに持って行って、そして消費者に持って行く。ここまでの回転をしなければ根づかないというんですよ。ただただ、作物をつくっただけじゃだめだと。それをどういうふうにしてその作物を加工して販売ができるようにして、流通に乗せて、そして消費者に届くまで。これを自分たちの手でやったから根づいたんだと。今まではみんなもうものをつくっただけでおしまいなんです。それじゃだめなんです。そうじゃなくて、そこまでのルートを通じて初めて自分たちのものが、つくったものが、加工したものが消費者の手に渡ると。食品であれば食べてもらえると。その値段を全部自分たちの手でやっていく。

こういうのをやれば、その都会の若者たちもそこで生活ができるというんですよ。生活ができなくちゃだめなんです。ただ、つくって安い値段で売るというだけでは。それで初めてその人たちがそこで生きられるから、そこに住んでもらえると。こういうことなんです。だから、限界集落をいかにして復興するか。限界集落でなくするか。しかし、それには地域に入ったときに、いろいろな軋轢があるわけですから、それをどういうふうにして解消をしていくか。こういう問題なんです。

ただ単にそこに来て作物をつくるというだけじゃなくて、その地域にいかに溶け込んでいくか。地域の人たちと軋轢がないようにするにはどういうふうになればいいんだ。こういうふうなことまで詳しく書いてあるわけでありますから、ぜひ一つそういうものを読んでいただければ中身はわかると思います。きょうは、農業問題ばかりじゃないので、次に移りますが。

再生可能エネルギーに関しましては、私は水力だと。水力をどういうふうにかかしていか。太陽光発電と水力、私の後に高田議員がまた再生可能エネルギーに関して質問があるでしょうが、この水をどういうふうにかかするか。これほど豊富に水があるのに、水を利用しない手はない。那珂川があり、荒川があり、江川があり、こういう水をなぜ今まで利用できなかったか。これ、河川法というなかなか難しいものがあるわけです。ただ、すぐ使えるのは何かというと、今、ここで使えるのは農業用水です。農業用水は意外と簡単に許可がおりるはずなんです。普通のところに川に小水力の発電を使うとすればどういうことになるかということ、ダムをつくるのと同じぐらいの手続が必要なんです。これはもうほとんど不可能です。

ですから、ここにあるものは農業用水、この農業用水をどれだけ利用できるか。それによって那須烏山市から毎月電気料で1億円ぐらい出ているわけです。工場を含めてですよ、一般家庭。これを太陽光発電と水力で賄えればこの地域がどれだけ裕福になるか。今までの可処分所得というものの中に、それだけ加算されてくるわけですから、1カ月1万円電気料がかかる人は1年で12万円得をする。自分のところで発電するわけですから、またそれと余ったものは売れるわけですから、特に太陽光発電に関しては。もう水力でも同じです。

ですから、今、那珂川あるいは荒川から取水をしている農業用水、この農業用水をどういうふうにご利用するかというと、もう既に水路はあるわけです。そこに発電施設を設置すればいいわけでありますから、それをどういうふうこれからやっていくのか。年次計画でどれぐらいやっていくのか。これは市がやる。こういう人もあるでしょう。あるいは個人でやりたいという人も出てくるはずですよ。

その見本をまず市がつくって、これだけ年間もうかりますよ。売ることが今できるわけですから、施設にはどういうもの、手続はこういうふうな手続をとるんですよとか、こういうものは1回やってみなくちゃだめ。そして初めてみんなが、これは何とか俺のところもやるかと。一番いいのは、この烏山にはうどんがあったわけです。うどんを打つときは電気じゃないんです、みんな水力なんですよ。タービン。一番いいのは掘り抜きです。今、あそこにはそれだけの施設があるわけです。コンクリート、壊れていないんです。わざわざそれをつくる必要がないんです。

ですから、あそこにそのタービンを設置して発電機をつければ、そうすれば那須烏山市の10年前につくったやつでは10キロワット、そのぐらいは発電できると。年間とんでもない、3,000キロとか4,000キロ、そういう発電、1万何千キロ、そういう発電量が出てくる。そうしたら、それをどういうふうにするかという問題でありますから、発電というのは水力の場合には24時間、これ稼働するわけです。太陽光は日が照らなければあまり効果がない。しかし、あれは24時間発電ができるわけですから、こういうものを市としてどういうふうに対応をしていくのかと。こんなことが私のこれからの大きな目標になって質問のあれになるわけであります。太陽光は、各家庭で何件かもう既にこれを設置して利用しているわけですから、もう既に電気も売っているわけであります。

その3番目になった在宅、これがなかなか難しい問題で、これは医療機関、一次医療、二次医療機関というと、大体個人の医者、それからもう一つは那須烏山市の病院ですね。この病院がどういうふうに関連をして、そして、在宅の人の医療をどう確保していくかと。在宅で病気を持っている人は急変するかもしれないんです。そういうときになかなか対応できないと。一次医療では対応はできないという場合には、二次も含めてそういうシステムをどうつくって

いくか。

特に私らは文教福祉常任委員会で佐久の病院を視察研究にいきました。しかし、あそこの病院だけでも膨大なエリアを抱えているわけであります。360人ぐらいはそういう人がいる。それはもう完全に佐久と個人の医者。いつどういうとき、どういふ連絡があっても24時間体制で対応ができると。往診も行ける。必要とあればヘリコプターも使う。あそこはもうヘリコプターを持っているんですよ。あそこの病院というのは、日本でも有名な病院なんです、佐久の病院というのは。

ですから、そういうシステムまではいかなくても、在宅の人たちがいざというときに困らないようなシステムをどう構築していくか。地域医療をどう守るかということで、関口先生が中心になってパネルディスカッションをやったと。ちょうどそのやっているころ、私たちは視察に行っていたわけであります。次の日の新聞に出ていたわけです。なるほどということで。

ですから、これからそういう人たちをどう守っていくか。それは安心して老後を自分のうちで暮らせると。大体それを望んでいる人が80%だということです。できればそれがいいと。ところが、なかなかそういうふうなシステムが完備していなければ、これはなかなか難しい問題であります。

ですから、これからこういう問題を市として特に市長は広域の組合長でありますから、この那須烏山市の病院と連携をして、24時間体制の安心して生活ができる自分の家で、そういうシステムを構築していけば、この地域のこれからまだまだふえてくる高齢者の方には安心して住めるんだと。いざ病気になっても、どうすればいいんだ。どこへ連絡して、今、救急車を呼んだって受け入れるところがないということであると、結局たらい回しにされるわけです。

ですから、それがないようにするにはどうするか。安心してここで生活できる。この地域、既に那須烏山市にはそういう中核病院があるわけでありますから、これを中心にしてどういうふうにしてこれからこの地域がよくなるのかという、そういう趣旨であります。

そして、最後はこの3つをどういうふうにして生かせば活性化につながるかと。ここを私は重点的にきょうは質問をしていきます。とりあえずこの辺でやめておかないと、なかなか次のあれがいきませんので、ちょうど12時ですから時間もいいですから、これで次の1時からの質問に入りたいと思います。

以上です。

○議長（中山五男） ここで休憩をいたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長（中山五男） 休憩前に引き続き再開をします。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） 先ほどは18番樋山隆四郎議員から、地域活性化について、その内容といたしましては、農業、再生可能エネルギー、在宅介護についてであります。また、それらを柱といたしました総合的政策について御質問をいただきました。その順序に従いましてお答えいたします。

まず、第1番目の地域農産物の特産化についてお答えをいたします。9月議会定例会の一般質問でもお答えをいたしました。一部繰り返しになりますが、市といたしましては、中山かぼちゃに代表されるような地域の特性を生かした特色のある農林水産物や加工品をつくるために商品開発団体に補助金を交付をいたしまして、特産品の開発を進めております。

これまで市の補助事業等を活用いたしまして、芋焼酎、夏そば、食用菜種油、ぼろたん栗、縁起駅せんべい、梅みそドレッシング、からすだいこん等が開発をされ、商品化されてきたところでございます。このうち、縁起駅せんべいは、山あげ祭などイベントのおみやげといたしまして好評を博しております、東京スカイツリーに隣接をいたしますアンテナショップ、とちまるショップへの登録を進めているところでございます。また、からすだいこんは東京シティ青果へ出荷をしております、流通量が少なく希少価値が高いにもかかわらず、安定供給できる体制が高い評価を受けているわけであります。

一方、民間事業者と協力体制によります特産品開発も進んでおります。平成23年1月に協定を締結をいたしましたフタバ食品とは、本市の農林水産物や加工品等を使った特産品の共同研究開発を進めておりまして、PRや販売にも協力をする事といたしております。これまでに本市特産の中山かぼちゃ、みなみちゃんかぼちゃ、梨等を活用した商品を試作をいたしまして議員各位にも試食をいただいたところでございますが、現在のところ、中山かぼちゃを使ったプレミアムアイスクリームの商品化が最終段階を迎えております。既に名称も那須烏山市特産中山かぼちゃアイスクリームに決定をいたしまして、パッケージデザインも固まり、業者を集めた商談会でお披露目をする予定でございまして、年明け早々には商品化される計画でございまして。

フタバ食品は高速道路のサービスエリア等も運営をしておりますことから、販路開拓にも期待をしたいと思います。また、先ほど申し上げました県のとちまるショップにも販売をしていく予定でございまして、那須烏山市のPRに大きな役割を果たすものと期待を寄せております。今後とも連携協力いたしまして、本市を代表するような売れる商品の特産品の開発に力を入れてまいりたいと考えております。

次に、再生エネルギーについてお答えをいたします。まず、メガソーラー事業プロジェクトについて御説明を申し上げます。市では、平成24年度を再生可能エネルギー元年と位置づけて、積極的導入、活用を進めております。特に、年間の日射量に恵まれました太陽光の活用を最優先といたしました那須烏山市サンライズプロジェクトを積極的に展開をすることといたしてございまして、御質問のメガソーラー事業につきましても、サンライズプロジェクトの一環といたしまして誘致活動を進めているところであります。

現在、とちぎサンシャイン・プロジェクトの市内4候補のうち、2候補地におきまして事業者が決定いたしてございます。うち1カ所が、既に御案内の七合中学校跡地でございまして、10月10日には市と設置事業者との間におきまして、事業推進に向けた協力体制を確認する基本協定を締結の上、年明け着工、年度内稼働を目指しまして、関係機関との具体的調整を進めているところでございます。

また、残り2カ所の候補地のうち、1候補地が交渉中という状況であるほか、民間による本市への大規模なメガソーラー整備の計画が導入されるなどの進出の動きが活発化いたしてございます。メガソーラーにつきましても、太陽光発電の飛躍的な拡大にとどまらず、雇用の確保あるいは災害に強いまちづくりによる地域の活性化、そして、税収アップによる財政基盤の強化も期待されますことから、企業誘致の一環として本市独自の推進策を積極的に展開をすることといたしてございます。

具体策の1つといたしまして、本市内に設置されます再生可能エネルギー発電設備を企業立地奨励金の対象にすることができるよう、企業の誘致及び立地を促進する条例を見直しまして、本定例会に上程をさせていただいたところでございます。御理解をいただきまして、可決、御決定をいただきましたことに対し、改めまして深く感謝を申し上げます。

また、具体策の2つ目といたしまして、メガソーラー進出に向けた優良敷地の確保に向け調整を進めています。農家数の大幅な減少、農家世帯員の高齢化率の上昇によりまして、耕作放棄地は全国各地で増加いたしてございまして、今や共通の課題として早期解決が求められております。本市におきましても耕作放棄地は年々増加をし、有効活用を求める要望が多数寄せられている状況でございまして、特に、国営塩那台地は喫緊の課題として早期解決が求められております。

このようなことから、過日、農林水産省を直接訪問いたし、メガソーラー事業誘致に関する農地法規制緩和に関する要望書を農林水産大臣宛て提出をいたしまして、国営塩那台地を初めとする耕作放棄地の有効活用を強く要望してきたところであります。

国では、耕作放棄地のうち長期にわたって耕作されていない農地の有効活用を図るため、農地法の規制緩和によるメガソーラー発電が推進されようとしておりますが、さらなる規制緩和

と早期の実現に向け、今後も引き続き国、県との協議を進め、その必要性を訴えてまいりたいと考えております。

次に、再生可能エネルギー導入計画の方向性についてであります。ことし2月に策定いたしました再生可能エネルギー導入・活用推進計画に基づく事業展開を基本に、計画的推進を図っているところでございます。この計画は、国の機関であります新エネルギー・産業技術総合開発機構、通称NEDOをオブザーバーとした大学や各種団体における学識経験者との連携により策定されました烏山町地域新エネルギービジョン報告書（平成14年度）を踏まえつつ、再生可能エネルギーのメリット、デメリット、国、県、他市町における最新の取り組み動向、そして市民意向を十分考慮の上、策定されたものでございまして、前期環境基本計画の残期間である2カ年を対象といたしまして、実行計画として位置づけております。既に御案内のとおり、太陽光の利用を最優先とした那須烏山市サンライズプロジェクトを積極的に展開をする期間といたしております。

また、再生可能エネルギーの1つとして注目が集まる小水力発電及びバイオマス発電につきましては、まだ解決をしなければならない多くの課題を抱えております。時間をかけた調査、研究が必要でありますことから、将来的な導入、活用を見すえ、先進事例や効果的導入に向けた具体的調査研究を進める期間として位置づけをしたところでございます。

新エネルギービジョン報告書では、新たなエネルギーの賦存量から利用可能量を把握し、その上で導入可能性の検討が行われております。その結果、最も利用可能量が多い太陽光発電が有効であるということ、そして風力、バイオマス、小水力発電は利用可能量が少なく、十分な発電の効果が得られないという結論が導かれているようでございます。

しかしながら、本市の中央を貫流する那珂川と那珂川に流れ込む支流が多いなど、豊富な水量に恵まれておりますことから、啓発、PR用のマイクロ小水力発電として導入できる可能性が指摘されております。

小水力発電につきましては、現在、県が栃木発再生可能エネルギービジネスモデル創造特区といたしまして、地域活性化総合特区の指定を受けまして、農業用水路を利用した小水力発電のモデル検証を行うなど、実用化に向けた調査研究が進められております。このモデル検証の結果によっては、手軽に発電設備を設置することも可能となりますことから、大きな期待を寄せているところでございます。

また、国土交通省では、小水力発電の導入を後押しするために、農業用水路に設置する際の手続を簡素化し、水利権を持つ農家などの同意を得ることができれば、国や都道府県の許可を不要とする方針がことし8月に決定したところでありまして、小水力発電の普及、拡大に向けた動きが活発化している状況にございます。脱原発の動きが加速化する中で、再生可能エネル

ギーの普及、促進は、今や国を挙げた重点戦略として積極的な取り組み推進が図られようといたしております。

本市におきましても、民間活力を最大限に活用した再生可能エネルギーの導入を基本といたしまして、本市サンライズプロジェクトをまずは最優先とした取り組み推進を図るとともに、国の動向、他市町村の導入時際を十分に注視をしながら、新たなエネルギー確保に向けた調査研究を進めてまいり所存でございます。

次に、在宅介護についてお答えをいたします。11月1日の住民基本台帳によりますと、本市の高齢化率は28.35%でございます。4人に1人以上が65歳以上となっております。高齢化は年々着実に進んでおりまして、ことし3月に策定いたしました高齢者福祉計画第5期介護保険事業計画では、平成26年度に高齢化率が30%を超えると推計をいたしまして、今後の高齢者福祉の大きな課題となっております。

このため、在宅介護の推進は重要課題でございまして、第5期高齢者福祉計画の中でも地域包括ケアシステムを提示をしているところでございます。地域包括ケアシステムは、高齢者が地域で安心して生活をするため、医療、介護、生活支援等を切れ間なく提供していくものでございまして、その実現には24時間在宅医療・訪問看護、リハビリの充実など医療との連携強化、24時間対応の定期巡回、随時対応サービス等の在宅サービスを初めとする介護サービスの充実強化、要介護状態とならないための予防、自立支援型介護など、介護予防の推進、見守り、配食、買い物などの生活支援や財産管理などの権利擁護の充実など、多様な生活支援サービスの確保と権利擁護の推進、高齢になって住み続けられる高齢者住宅設備等が必要であります。

このような中、在宅介護に向けた明るい話題もございます。これまで訪問看護の空白地域でありました本市に、ことし5月、民間の訪問看護ステーションが開設されたのであります。同時に、那須南病院でも訪問看護を開始するなど、在宅医療、介護サービスの充実に向け、少しではありますが環境が整備されつつございます。

市といたしましては、今後も関係機関の協力を得ながら、医療と介護の連携強化、充実に努めますとともに、介護予防や多様な生活支援サービスの確保に努めてまいりたいと考えております。

また、高齢者の施設整備につきましては、第5期介護保険事業計画に盛り込んでおりますが、心身の状態に応じまして、在宅や通所、短期宿泊によりまして、介護や日常生活を送ることができる小規模多機能型居宅介護拠点施設の整備も予定をしております。今後も引き続き高齢者が在宅で安心して生活できる環境整備に努めてまいりたいと考えております。

4番目になりますが、農業、再生可能エネルギー、在宅介護を柱とした総合的政策につきま

してお答えをいたします。議員御指摘の農業、環境、福祉につきましては、我が国における非常に大きな問題でありますとともに、一方で成長が見込める重要な分野でもございまして、日本再生戦略の柱と位置づけられております。本市におきましても、これらの分野は市政の課題であります一方、将来に向けて期待が持てる産業分野であると考えております。

まず、農産物の特産化による6次産業としての確立でございます。農林漁業生産と加工・販売の一体化や地域資源を活用した新たな産業の創出などの農山漁村の6次産業化につきましては、農山漁村における雇用と所得を確保し、若者も子供の定住ができる環境を構築するため、国において積極的に推進をしているところでございます。

食と農林漁業の再生推進本部によるわが国の食と農林漁業の再生のための基本方針では、戦略として農林漁業の成長産業化、輸出戦略の建て直し、再生可能エネルギーの推進を掲げ、株式会社農林漁業成長産業化支援機構法、いわゆるファンド法の創設を進めてまいりました。これは農林漁業の成長産業化を実現するために、官民共同のファンドを創設をして、成長資本の提供等の支援を一体的に行うものでございまして、ことし8月に国会で成立をしたところでございます。

ファンド法活用のメリットといたしまして、農林水産省では、相手としてふさわしい農林漁業者と連携し、産地段階から連携した商品、メニューの差別化などが図れること。ファンド経営に参加した合弁事業のために、長期的、安定的になりやすいこと。最長15年間の長期資金の供給が可能となること。設備投資のみならず運転資金、人件費等の資金需要に対応できること。既存の加工、販売施設等の現物出資による資金負担の少ないファンド活用が可能となることなどを示しております。

本市における農業の6次産業化の取り組みでございますが、昨年から県の農業振興公社が積極的に推進をしており、ことし10月には那須南地区と塩谷地区で、塩谷南那須地域農産物高付加価値化推進会議を設置をし、県と関係市町、JA、商工会などが連携して、地域農産物に関する情報交換や新商品開発、販売を視野に入れた調査、研究を始めたところでございます。

今後は、JAや商工会などとも連携をして、市内6次産業化や農商工連携の取り組みに積極的に農業者、企業団体の把握にも努めてまいり所存であります。その上で、県の農業振興公社や推進会議などと連携をし、協力をしながら、意欲のある市内の農業者と企業団体等を結びつけ、那須烏山産の農産物の那須烏山市内での製造加工、販売することにこだわった特産品の開発を支援し、新たな雇用の創出や地域の活性化につなげていきたいと考えております。

また、官民共同出資の農林漁業成長産業化ファンドの活用も含めて、農業の6次産業化について調査、研究を進め、本地域における雇用の確保を目指してまいりたいと考えております。

次に、再生可能エネルギー導入による二酸化炭素の削減、電気の売買による富の蓄積であり

ます。再生可能エネルギーは、石油等の化石燃料にかわる持続可能なエネルギーでございます。電気や熱などのエネルギーに変えても、二酸化炭素や窒素酸化物などの有害物質を排出しないという特徴から、別名クリーンエネルギーとも呼ばれております。東日本大震災による福島第一原発事故の影響により、原子力発電の代替エネルギーとして注目が集まるとともに、昨年7月から再生可能エネルギーの固定価格買取制度のスタートによりまして、全国各地で再生可能エネルギーの導入、活用が加速化しております。

本市におきましては、太陽光の利活用を最優先とした取り組みを推進しておりまして、住宅用太陽発電システムへの財政支援のほか、メガソーラーの誘致に努めております。

住宅用の太陽光発電システムにつきましては、東日本大震災直後に発生いたしました大規模な停電に対する危機意識や、電力不足による節電意識の高まり、そして電気料金の引き上げに対する不安から、設置申請件数は伸び続けておりまして、既に昨年度の設置件数である57件を上回る80件の設置申請が提出されております。1件1件の発電量は小さくても、那須烏山市内におけるトータルとしてはかなり大きな発電量となりまして、太陽光発電の普及、拡大に加え、二酸化炭素の排出削減による地球温暖化の抑制にもつながっております。

しかし、余剰電力の売電による電気料金の削減というメリットはあるものの、まだまだ設備設置に要する費用は高額であります。住宅用太陽光発電設備の普及拡大に向け、引き続き財政支援策の充実により、市民負担の軽減に努めてまいりたいと考えております。

メガソーラーにつきましても、先ほど御説明をしたとおりでございますが、太陽光発電の飛躍的な拡大にとどまらず、雇用の確保、災害に強いまちづくりによる地域の活性化、税収アップによる財政基盤の強化を期待をするものであります。

旧七合中学校におけるメガソーラー事業の着手にあたっては、発電所を設置する東京太陽光建材（株）と市との間で、事業推進に向けた相互の協力体制のほか、地元事業者の積極的な活用、地元雇用の確保、そして災害時等における電源の供給を明記した基本協定を締結をいたしております。地域貢献への協力についても確認したところでございまして、地域の活性化と税収アップの相乗効果に期待を寄せております。

また、那須烏山市サンライズプロジェクトにおきましては、学校及び公共施設への太陽光発電システムの率先導入を掲げております。現在、南那須図書館及び烏山小学校体育館の2施設に自家消費用の太陽光発電システムを設置いたしております。うち、南那須図書館につきましては、自家消費した残りの余剰電力を東京電力に売電しております。

余剰電力は1カ月平均で約300キロワットでございまして、契約締結当時の売電金額が1キロワット当たり24円でございますから、売電収入は1カ月当たり約7,200円とわずかではございますが、現在の固定価格買取制度をうまく活用するとともに、売電価格を複数事

業者間で競争させることによりまして、今後ある程度の売電収入を見込めるものと推測いたしております。

現在、公共施設再編整備計画の策定が進められておりますが、施設の統廃合あるいは耐震化の方向性を十分に踏まえまして、効果的かつ計画的な設備の設置に努めまして、自主財源の確保による富の蓄積にも努めてまいりたいと考えております。

次に、介護予防、在宅介護の充実等に伴う雇用の創出等についてお答えをいたします。今後、高齢者がますますふえていくことが予想されておまして、必然的に介護予防事業者や配食サービス提供事業者などの職種での雇用はふえていくものと推測いたしております。また、在宅サービスを充実させるために訪問介護、訪問看護従事者は増加することが予想されております。

介護関係職の求人は、他産業に比較して多く、今後も伸びる産業と期待をされておりますが、資格や経験、待遇等の条件が合わずに雇用に至らないケースや、離職のケースも少なくありません。ハローワーク那須烏山管内の8月の専門技術職の求人でも、求人者122人に対し、希望者61人と求人倍率は2倍となっております。他の職種と比較して突出している状況でございます。

本市では、今後、介護保険事業計画に基づき、地域密着型特別養護老人ホームや小規模多機能型居宅介護拠点施設等の施設整備を進められますので、介護職等の新たな雇用が予想されまして、介護職の求人はさらにふえるものと予想いたしております。

また、訪問看護ステーションは、経営母体にもよりますけれども、保健、医療、福祉の多職種による連携により運営されておりますことから、連携をいたします医療の確保が重要な要素となっております。このため、今後ステーションを設立しやすい環境づくりに努めることで、新たな雇用も創出されるものと期待いたしているところでございます。

以上答弁終わります。

○議長（中山五男） 18番樋山隆四郎議員。

○18番（樋山隆四郎） 今、市長から答弁をいただきました。非常にいい答弁でありまして、これが実現するのであればこれはもう本当に素晴らしい市になると私はそう考えております。ただしかし、この実現がなかなか難しいというのがこの問題点なのであります。

先ほど農業の問題で言いましたが、6次産業といっても、農水省を初め各省庁がいろいろな計画を練って、それを閣議決定して各市町村におろしてきて、そしてそれを実現しようというんですが、何せやる人がいない。これはやっていけないはずで。同じことをやったんじゃない、農水省がやることなのであてにしていたら何もできない。今までどれだけ農水省の方針が変わったか。それでどれだけ農業がよくなったかと。農業は逆に衰退していくばかりです。

これが現実ですからね。ですから、そういう施策はあるのは結構ですが、それよりも先ほど

私が言ったこれですよ。これ、ちょっと後で農政課の人は読んでください。これは農業はこの人が言っているんだから本当か嘘かわからないけれども、一応言っている説だからね。10兆円産業だと言っているんです。ところが、今の日本の若い人、20代、この世代の都市住民のアンケートをとってみたら、三十五、六パーセントの人は田舎で暮らしたいと。今までこういうふうな地方からは若い人がみんな田舎でなくて都市部へ都市部へと、職業を求めて、これは労働力輸出したわけですよ、昭和30年代から。

ところが、もうそうなった人たちが今、職がないんですよ。本当に職がなくて困っている。職がないだけじゃなくて、今度は逆に都市の若い人を地方に呼び込む。こういう時代にもう来ているんじゃないか。それはそのぐらいの希望者がいるということなんです。

ですから、そういうところを狙って農業の政策を考えていかないと、国がどうだからどこから補助金があるからとか、こういう問題じゃなくて、先ほど言ったように限界集落を活性化しちゃったと。こういうことが可能なわけです。それも1カ所じゃないんですよ。日本全国でもう何カ所もやっております。それももうほとんどボランティアですから、市町村は金を出していません。

そういう問題に関して、市長はどういうふうな考えを持っているのか。まずその辺のところをお聞きしたい。

○議長（中山五男） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 確かに農業は国策ということになっておりますが、やはり国策そのものを準用していたのでは農業の衰退につながることは私も十分認識をいたしております。やはり、今はでき得る限りの市の独自の政策を打ち込む必要性がとられておりますので、そういう考え方でいけば、今、先ほど限界集落のお話もされましたが、本市におきましても、こういった中山間地を抱える地域で活発な活動をやっていただいておりますので、そういったところをこの基軸といたしながら、この都市と農村の交流をさらに活発化して定住にもつながるようなそういったまちおこしは喫緊の課題だろうと思っております。

○議長（中山五男） 18番樋山隆四郎議員。

○18番（樋山隆四郎） 私はなぜこれを言っているかということ、那須烏山市は池袋と災害協定を結んでいるわけです。ですから、これ、そういうところに積極的に市としてのホームページの中でもいいし、あるいは豊島区と連携をして、この地域に来てまず体験をしてもらう、1回は。開墾とか。開墾をしたところに自分たちで今度は作物をつくってみるとか、そういうふうにしてまたできたものを収穫祭をやったり、少しずつこの地域に人を導入してくる。この中の人がいかに頑張ったって減るばかりなんですよ。

とにかく、きのう、最初のときで新規農業と言ったら8人ぐらいいたと。しかし、本当の学

卒は1人か2人しかいない。それは恐らく定年になってから農業をやろう。それで参入してきた人だと思いますが、それよりももっと若い人がこの地域に来て、ボランティアでやって、それで自分たちでつくったものを自分たちでつくる。そういうふうにして少しずつこの地域になじんでいってもらって、そのうち、それを販売するのはどこかといったら自分がいた豊島区なら豊島区でいいですよ。そこで販売できるかどうか。それを自分たちで確保して、そして最後の消費者は豊島区の人に食べてもらう。あるいは自分の知っている人を買って食べてもらう。そういうふうにして収入を得ることがなければ長続きはしません。

ですから、これは3年ぐらいかけてもいいし、5年かけてもいいし、そして、その限界集落、あるいは限界集落でなくたっていいです。耕作放棄地にそこを自分たちで耕して、そしてそういうものをやってみる。こういうものを募集をかける、こういうことに関しては、これ、農政課以外で市長でも誰でも結構ですが、こういうものをどういうふうに展開をしていくか。こういう考えはあるのかとか、あるいはやる気があるのか。そんな質問なんです。

○議長（中山五男） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 今、都市と農村の交流事業の正確な答えにはならないかもしれませんが、豊島区との防災協定に関する友好都市の話が出ましたので、それに関連して私のほうからお答えをします。

今、東京の豊島区と埼玉県のと光市は地域の安全に関する協定、いわゆる防災協定を結んでおります。今、そういったところの協定に基づきまして交流事業が活発化いたしております。8月には豊島区民親子が夏休みを利用して農業体験の1泊2日の体験をしております。また、和光市とは、今度の12月に子供たちのサッカーの交流大会を隔年でやっております。そういったところでは子供たちを那須烏山市の田舎の芝生のグラウンドでやるというような交流。そういった中では、地域のボランティアの皆さん方も大いに参加をしていただいて、大変な盛会のもとに行われております。

また、特産品も各世田谷区民祭であるとか、あるいはふくろ祭、あるいは和光市民祭に積極的に参加をさせていただいております。こちらの特産品のPRと販売に積極的に参加をいただいているわけでございます。また、1泊2日の子供たちの体験も農家をお願いをして、農家に住む体験ツアーという企画がございまして、これは和光市ですけれども、10軒の農家をお願いをいたしております。2年目になると思います。

そのようなことを活発に続けております。今後もそういった体験をされた皆様方のアンケートを聞くと、極めて良好なアンケート回答が出てきております。したがって、もう少し拡大、拡充をする。また、その他の事業も大きく展開をしていきたいと考えているところでございます。そういったことでもって、さらにこの民間団体の交流も大変活発化しているなど私は

思っています。

私どもの診療所の先生、熊田診療所と七合診療所はこの那須烏山市で趣味としての農業を体験したく、こちらに赴任をしてみました。これは農業でございました。農業をやりたいということでございましたので、そういった1つの民間の交流事業の中からこちらに定住をするという方も、続々とは言いませんがぼちぼちとふえているということは事実でございますので、御報告をしたいと思えます。

ただ、先ほどから言っておりますように、最初の農業だけでやはりこの生活ができないんですね。ですから、やはり雇用があればさらにそういった定住は進むかなと私も考えておまして、そこをこれから御質問のある介護、福祉、そういったところ、医療の雇用につなげることによって定住を促進をすべきだな。あるいは交流人口をふやすべきだなと考えております。

そのことについて補足があれば農政課長のほうから補足をさせたいと思えます。

○議長（中山五男） 18番樋山隆四郎議員。

○18番（樋山隆四郎） 今、市長から説明がありましたが、大体のところは私もわかっています。しかし、これ雇用を生むというところまでいかないんですね、なかなか。雇用を生むということは、この私が今、これから説明しようとしているところは、みずから雇用をつくっているんですよ、自分で。だから、そのためにはどうするのかといたら、ある1つのマンション、大きなマンションに農業体験をしたい人はどうですかと。そういうことをやってみたら、バス1台来たというんです。それほど都会の人は農業というものに対して関心を持っている。

あるいは自閉症になったような人がこっちへ来て完全に治って、今はもう本当に元気にやっている。会社がもう嫌になっちゃったと。そういう人もやっぱりこういうところに来て、そして、自分で汗を流して、自分で作物をつくって、そして、自分たちで雇用をこの町が活性化するようにしているんです。だから、限界集落を活性化したというのはそういうことなんです。限界集落の人が何ぼ逆立ちしたってだめなんですよ、若い人がいないんだもの。

ところが、若い人が来て、ここに定住をして生活ができるようにする。この人は最初は100坪です。たった100坪。そこから始まった。億単位の仕事をしている。だから、そういうふうな人は全てじゃなくてもここで生活できれば、若い人が。そういうふうなシステムをどう構築していくか。なかなかそういうことを言ってもすぐにはわからないでしょうが、農政課あたりの人は、ちゃんとこれを読んでどういうふうにしたらいいか。そういうことが全部書いてありますから、後で本の名前は知らせます。

まず、再生可能エネルギー、これも先ほど説明をしたので、市長の考え、私はもうこういうものは、ただ資金の問題ということでありますが、今、総務省でやっている特例債を使うとほとんど金がかかりません。だって、この間のやったやつは、一千何百万円かかるわけでしょう。

烏山で試算をしたとき、NEDOでやったやつが、1基、掘り抜きでやった10キロワットが。そのうちの95%、これは特例債を使えるわけです。そうすると、うんと安い金額でこの設備ができるわけです。そうしたら償却期間はうんと安くて、これは売れるんですから。

ですから、そういうものを再生可能エネルギーの中で実験的に一つ市長取り入れたらどうか。こういう質問ですがどうでしょうか。

○議長（中山五男） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 確かに那須烏山市は、この小水力にせよ、太陽光にしる、大変立地的には恵まれている土地と言われております。日本でも有数だそうです。こちらから芳賀、真岡地区ですね、非常に大変な有望な地域であります。さらに先ほど御指摘のように、川、農業用配水が網目のように走っていることからすれば、かなり有効なことはよく認識をいたしております。そういったところは十分認識をいたしておりますが、投資をする以上はやはり効果が大きいものを考えなきゃなりませんので、そういった意味では民間の大手事業者が本当にメガソーラー、メガソーラーと言っていたのは投資がいがあるからなんです。売電価格が33円でしたかね。10円ぐらい上がったということが大きなメリットだと思いますけれども、やはりそういう民間が参入できる環境にないと、やはり件数はなかなかできないのかな。やっても赤字だというのではちょっと難しいと思います。

そういったところもございますので、小水力、あとバイオマス、これはこの後も御質問が出るとは思いますけれども、なかなか採算をとっていくまでには難しいという情報もございますから、ただ本当の考え方は十分理解はできるんですが、そういった1つの投資とその利益部分をどういうふうに対応するかということに最後は尽きるものですから、そういったところをよく調査をしながら、研究をしながら、民間活力をぜひ図っていきたいと思います。

○議長（中山五男） 18番樋山隆四郎議員。

○18番（樋山隆四郎） 今、その費用対効果の問題であります。先ほどから言っている掘り抜きには2メートル落差で既にもう水路も全てできているんです、配水も。あそこに設置すればいいと。その施設をつくるというのではこれは金がかかります。そうじゃなくて、その施設はもう既にできているんです。設置するだけです。本当の発電機だけなんです。それも合併特例債を使えばこれだけの投資をしたから、その見返りがないかということ、今、電力をつくれれば買ってくれるわけですから、ですから、それは市の支出が少なくとも完全に回収はできる、償却できる。前の試算では10年でもとがとれる。ところが10年なんかかからないですよ、今度の場合は。

ですから、そういう具体的なものを市としてはどういうふうにして、市としてやる事業と民間でやる事業といろいろあるでしょうが、まず、太陽光発電はもうこれは民間どんどんやって

いる。メガソーラーもやっている。それで水力もやる、バイオもやる。日本一の再生可能エネルギー都市だと。このぐらいのことを目標にしてやっていかなければ、そのための第一歩だと私はそう考えるんですが、その水力発電に関してどうでしょうか。

○議長（中山五男） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 議員御指摘のように、那須烏山市はああいった再生可能エネルギーの発信基地としてエコタウンとか、そういったものを目指すべきだなと思います。その中で雇用を見つけるといことがやはり一番これからはふさわしい策かなと思っています。その中で、恐らく太陽光等については、今の流れでいきますと、全国でも面積から想定いたしますと、大きな面積でもってある程度全国でも名だたる基地になるのかなというふうに期待はしています。

その御指摘の小水力の問題ですが、この前も烏山町でつくった1つのマニュアル処方が十分ありますので、あれを今、市のこの小水力の基本計画というふうに位置づけておりますので、そのようなところを実現化に向けて努力はしていきたいと思います。

しかしながら、先ほど申しましたように、もちろん合併特例債で今ある施設を使えばということでございますが、よく調査をしてみたいと思いますけれども、即そういったものが使えるのか。あるいは旧森田の発電所のように、あそこの用水堰から森田の発電所までやって、この水力を電気にかえた。まだそれは残っているということですが、私もこの前調べたら途中で分断をして、やっぱり大きな壁をつくってしまったということでございますので、それをするのも用水堰をつくったり、取水場をつくって、さらにその導水路をもう1回復活しなきゃならない。やはり多大な投資がかかるということでした。

そういうこともございますから、その辺のところはよく調査をして、費用対効果が最大に発揮できるというようなことであれば、すぐにでも取り組むべきだと思います。

○議長（中山五男） 18番樋山隆四郎議員。

○18番（樋山隆四郎） 今の市長からの答弁がありました。私が言っている森田だとか藤田の発電所、昔あったもの、これを復旧するにはなかなかそれは費用もかかるだろうということですが、掘り抜きの用水路は今でも用水として使っているんです。水も流れているんです。ただ、今はもう水田に水を引く必要がありませんからとまってはいますが、いつでも水門をあければ水が流れるようになっております。

環境課、担当課はどこかわかりませんが、実際に現場を見て、どういうふうなものだったらできるのか。そこに昔はタービンが設置してあったわけだから、そのタービンでその水力で賄われる自家発電、10キロワットのものを出せると言っているんです。前にちゃんと検証しているんだから。

もう1回やって、できるものだったらどんどんやって、ほかのものの計画も必要ですから、

この発電所を1つのきっかけとして、民間の人だってまだそこには3つぐらい水車があったんだから、同じ川に。それはみんな昔はうどんをつくっていたんですよ。向田のほうだってありますよ、3つぐらい、すぐ復旧できる、水車だから。それもみんなタービンです。

だから、こういうものを使えば、そんなに金がかからなくてもできる。大規模なモトヤの発電所とかというと、これはいろいろ費用はかかるでしょうから、復旧するまでに。今すぐにもできるものを作ってほしい。市長はそれに積極的に取り組むということでありますから、再生可能エネルギーに関しましては、私は特に小水力に力を入れていきたいと思っていますので、それは結構です。

さて、問題は介護ですね。在宅の医療と介護と、これは非常に今大きな問題で、これからどういうふうにしてその在宅医療であるとか看護であるとか介護であるとか、こういうものを充実しておかなければならないというのは、これからますます30%近く高齢者率が上がってくると、五、六年で。そういうことを見たときに高齢者がここにいて十分な介護あるいは医療、こういうものに浴することができないようなことでは困るわけであります。

この土地に住んで、この那須烏山市に住んで、私たちは高齢化社会になっても安心して生活ができるんだと。そして、自分の住みなれた場所でみとられながらあの世へ行きたい。こういう人が80%ぐらいいるんですよ。医療機関で今、現に死んでいる人は85%ぐらいです。しかし、そうじゃなくて、医療機関でなくて自宅で家族にみとられながら死んでいきたいと。こういう人の希望は圧倒的に多いわけです。

ですから、その介護に関しては、これは今、一番困っているのは、先ほど市長の答弁もありましたが、人手不足だと。とにかくどこへ行っても人手、医者にしてもそうです。介護をする人が少ないんです。だから、国では海外から介護をする人を人的に国籍を異動してここで働いてもいいんじゃないかということをやっていますが、この試験が厳しくてとてもじゃないけれども、そんなに来ても受け入れるわけにはいかない。これではどうにもならない。

だから、この地域でいかにしてその介護をする人をふやしていくか。こういうことも1つ、医者はなかなか1年ぐらいの講習じゃすぐできないので、これは医者というのはそれなりの専門の大学あるいは医療機関で勉強した人がやると医師の免許が取れるので、こういうことはすぐには難しいですが、介護をする人ぐらいは何となくこの地域でもできるんじゃないかと。それは人が足りない、給料が安い、こういうことでありますから、これはこれで何か解決方法はあるんじゃないかと思うんですが、この問題に関して、市長はあるいは健康福祉課の課長でもいいですから、どのような考えを持っているのか、質問をいたします。

○議長（中山五男） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 先ほどの最初の御質問のときにも御案内がございましたが、地域で支

えよう地域医療という題名のもとに、11月17日にあり方を考える会が開かれました。大変盛大に開かれまして、主催されました皆様方に御礼を申し上げたいと思うんですが、これは地域医療を守る会が主催をしていただきました。その中で、地域で支えよう地域医療ということで、これからの地域医療、介護、福祉のあり方ですね。それも医療の立場、そして行政の立場、そして介護を主催をする立場の皆さん方がパネリストになりまして、意見交換が行われました。大変有意義な意見であったと拝聴いたしました。

その中で、この空白地帯だった訪問看護の民間の団体が経営をなさっております。一番の悩みはやはり今言われたマンパワー不足だそうでございます。それとやはり訪問看護ですから、医者との協力が欠かせないんですね。この患者さんにはこういった看護をするんですよという処方がないとやはり動けないそうです。

したがって、お医者さんの協力がどうしても欠かせないので、大きな課題はそれも含めたマンパワーだと言っております。したがって、そのときには関口院長先生もパネリストとしておいででございます。那須南の公立病院でございますから、あるいはその病診連携のもとで開業医の皆さん、そして診療所の私どものお医者さん、そういったものが協力をして全庁的な医療の応援をしようじゃないかというようなことも、後ほど市としては考えたい。こういう組合としては考えたい。このように思っています。

御指摘のように、看護師さんも足りないんですよ。お医者さんもちよっと協力してくれる方がもっといるといいんですがというのが切なる意見でございました。そういったことから、これからのこの地域医療、それと介護、保健、福祉、そういった全てが連携するということが最も大事でございます。官民挙げた連携体制がどうしても欠かせませんので、そういった組織構築に最大限の努力は傾けていかなければならないという心境でございます。

○議長（中山五男） 18番樋山隆四郎議員。

○18番（樋山隆四郎） 今、市長から話が出ました。この新聞記事ですよ。関口さんが主催でやった。地域医療、福祉、介護の連携模索ということでパネルディスカッションをやったと。しかし、それは今言ったように、これをどういうふうにしてやっていくかというのは、まず那須南が中核になるわけです。一次医療というのは各開業医です。その人がかかりつけの人、何々医者という町医者に私はかかっているんだよと。それでその病気を持ってもなかなか入院もできない。あるいは1回入院したんだけど返されてしまったと。医療は必要なんですよ。しかし、なかなかそうはできないという人に、かかりつけの医者を1つ選んでもらって、そこが今度は看護師がいなくて困るんです。医者だけじゃどうしようもないんです。ですから、看護師をどういうふうにして養成するかといたら、私はそういうものを養成する学校があるんですよ、看護師を、あるいは介護とか。

看護師はもうこれは看護学校に行かなくちゃだめですからね。介護士は民間の企業でやっているところがあるんです。そうすると、何か月か講習を受ければ1級とか2級がとれると。そういう人も充実するためには、市としてそういう学校がもしある、やりたいというところがあれば、これは民間ですから、その廃校を利用したっていいです。そして、募集をして別に烏山とは限らなくてもいいわけです、どこからでも。ですから、そういうものを開設するだけのあれがあれば、看護師じゃなくて介護士、介護をする人は養成できるんです。看護師は残念ながら看護学校があったんですが閉校しちゃった。

だから、こういうものを含めて、医者は当然必要なんですが、バックアップ体制ができていないとこのシステムをつくれないうんですよ、いかに叫んでも。ですから、そういうシステムをつくるための人材を養成するというような考えがあるのかどうか。あるいは民間でそういう専門のものをやっているところがあれば、そういうところを今言った廃校を利用して、講義を何十時間受ければ免許をもらえるというような、そういうバックアップ体制をどういうふうにするか。市長の考えはどんなものなのかを質問をいたします。

○議長（中山五男） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） お答えをいたします。介護福祉関係のヘルパーさん、あるいは買い物支援のヘルパーさんについては、そういった一時的な研修で資格が取れるというふうにして思っておりますので、そういったことについての皆さん方への、その組織の拡充画策は市としても積極的に啓発、啓蒙してまいりたいと思います。

一方、看護師につきましては、これは資格職でございますので、大変准看護師も含めまして経験と能力が必要とされます。那須南も毎回募集を行って毎月と言っていいほど募集を行っておりますが、これはやはり看護師不足なんです。でき得る奨学資金の提供とか有利なあるいは各高校を回って卒業後は看護師として那須南に戻ってもらえれば、それは免除しますよという奨学資金制度も高校に説明にいたりしているんです。

そういったことも努力もしながら、今、雇用確保に努めているんですけども、なかなかやはり雇用は難しいのが現実なんです。やはり確かにそうですね。子育ての最中のときに1週間に1回夜勤はやらなきゃならないとか、後任者が来るまでは引き継ぎの時間があるということになれば、定時にはほとんど帰れません。そういった職場環境としてはむしろ過酷である。このように思っています。

したがって、那須南病院でも給料の大幅な是正を行いまして、公立病院の看護もそういったところに努めながら、離職をできるだけ防ごうということで今までやってまいりました。そういったことをでき得る看護師をできる限り採用するような手立てを講じながら、やはり少しでもあるけど粘り強く採用に向けたことを努力していかなきゃならないということでございます。

したがって、前段申し上げましたそういったある程度の経験と講習会でできることについては大いに啓発をして資格を取っていただきたい。このようなスタンスで考えております。

○議長（中山五男） 18番樋山隆四郎議員。

○18番（樋山隆四郎） 今、市長から答弁がありました。介護とか看護師と医者に関してはなかなか難しい。それはもう確かにそうなんです。佐久の病院もやはり副院長はそれを言っていました。なかなかいないんだ。我々はもう銭かねじゃないと。もうほとんど奉仕の精神だと。そういうふうにしてやっているんだと。それはもうそうでしょう。栃木県の経済連と農協がつくった病院は全部つぶれました。

ところが、あの佐久の病院というのは、昭和19年に設立した。最初は大きくなかったですよ。それが今までずっと続いている、黒字経営だと。考えられないですよ。赤字じゃない、黒字だと。医者や百何十人いる。そのぐらいの医療体制で、ただ、その範囲は広いですよ、ヘリコプターを持っているぐらいだから。そういう完璧な医療というのは在宅の医療、それは高高度医療までやっているんですよ、そこは。高高度医療というのは普通の病院なんかができないような脳外科の手術だとか、そういういろいろなものを作って、心臓外科とか、そういうものまでは必要ないですが、普通の在宅での医療体制を確立するというには、まず一番下の介護ですよ、介護。それは簡単にできるわけだから。

それと看護師に関しては、私はもう本当に過酷であることはわかっているので、特殊勤務手当とか、何か違う形でこれはやらないと集まらないですよ。今こういう条件で出して、来てください、来てくださいと頭を下げてもなかなか来ない。それはやはり労働に見合った報酬を得られれば少しは違うんじゃないか。看護師の資格を持っていたって看護師にならない人だっているわけだから。

だから、私にはそれに見合う報酬というのは特殊手当、勤務手当とかって何か名目をつくって、時間外勤務は幾らだとか、そういういろいろな方法を考えて格差をつけないと、これはなかなか移動はないと思いますよ。みんな、勤務が楽で給料が高いところへ行っちゃうわけだから。そこへ集中するわけ、人間誰もそうですよ、同じ仕事しているんだから。

だったらやはりそういうところまで、ないないと言っていろいろな方策は考えて頭を下げて、募集をしても来ないというのはそこにあるのであります。そのハードルをちょっと低くして、今の勤務と同じでも特殊勤務手当だとか何かいろいろな方法を考えて手厚くしてやれば、今度は少しずつ補充がきくかもしれない。だから、そういうことをこれからやっていかなければ、何回募集かけたって来ません、同じですよ。ですから、その辺のところは市長、どう考えているのかお願いします。

○議長（中山五男） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 先ほどちょっと説明不足だったことがあるかもしれません。私もそのように思います。平成24年度からは広域議会の御了承をいただきまして、手当を全部値上げをいたしております。これ、参考にいたしましたのは、小山市民病院、佐野市民病院、いわゆる同等程度の市民病院を比較をいたしました。それでも一番高い可処分所得が一番大きくなる、そのような特別勤務手当に変更いたしております。あと奨学制度は先ほど説明いたしました。そういったことも新たに制度をとりました。そういうこともあってから、離職される方は今までよりは少なくなっていることは事実であります。

そういうことで、この手当については既に平成24年度の4月1日から、そういった改正を行ったということでございます。ひとつ御報告しておきます。

○議長（中山五男） 18番樋山隆四郎議員。

○18番（樋山隆四郎） 改正をしましたが、それで多少はふえたんですか。

○議長（中山五男） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 数はある程度確保できているんです。しかし、若い看護師さんが結婚されておりますと、育児休暇とか産前産後の休暇等ございますから、そういったところでやはり今は不足が生じているということです。定数にはまだ届きませんが、徐々に確保はできている。こういうふうに思います。

○議長（中山五男） 18番樋山隆四郎議員。

○18番（樋山隆四郎） そうすると、在宅医療という問題は結局医者と看護師だとか、介護士だとか、こういうスタッフがそろわなければできないんです。何ぼいい計画があっても、だから、私はそこを言っているんです。看護師がある程度確保できたと。それと、個人の医者は大体看護師を持っているんですよ、開業医は。そうすると、その人たちがこの何人いるかわからないその在宅の方、サービスを受けたい人、それに24時間体制で臨むと。24時間体制というものは開業医の人が輪番制をとる。そういうふうにして、今でも休みのときは輪番制でやっていますよね。

この在宅介護に関しても、医療に関しても、そういうシステムをつくれるかどうか。これは医師会との話ですから。そういうスタッフが全部そろった段階で初めてこれがスタートできるんです。これはスタッフがなくてやってもすぐつぶれます。これはみんな、負担が大きくなり過ぎです。ですから、特に那須烏山市には開業医が多いわけですから、医師会との相談をしながら、この在宅介護、医療、そして年寄りがここで本当に死ぬまで安心して暮らせる市にするかどうか。その境目でありますから、その医師会との交渉とか何かはどうなんでしょう。

○議長（中山五男） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 今の議員御指摘の点は、那須南病院と診療所ですね、これは個人医で

すが、個人医の皆さんとのいわゆる病診連携の考え方であろうと思います。そのことについては、既に医師会長を通じて私のほうから要請をいたしております。しかし、開業医の皆さんが平均年齢、かなり御高齢の方が大変多いんです、御案内のように。

そういうことから、ある一定の時間までということになりますと、24時間というのは到底やはり無理なんですね。ある一定の時間といいますと、幾ら協力してもやはり8時とか9時とかその辺までだろうというようなことで、既にそういった医師会の会長さん宛てに、何とか病診連携できませんかと、あわせてそういうことであれば、那須南病院も大いに患者さんはふえて、午後の診療もできるということなので、何とか御協力をというふうなことも含めて、訪問看護であるとか、そういった枠が広がるものと思いますので、そういったことは既に要請はしているんですが、引き続き今後も議員の御意見でございますので、再度そのような要請をしてみたいと思います。

○議長（中山五男） 18番樋山隆四郎議員。

○18番（樋山隆四郎） これはすぐここで話をしたからそういうふうにはできるという問題ではありませんが、やはりそういうものを少しずつやっていく。段階を踏んでいく。そして、ここにいるあるいは在宅でお世話になっている人、施設に入れない人も安心できるというような体制をいかに早くつくるかということが私は問題だと。そういうことを指摘をしているわけでありまして。

ですから、この医療体制、ここまで行くには、それなりの各方面の協力がなければだめだということでもありますから、少しずつこの問題は緻密な計画をつくって、そして、実現をしていく。それは何年かかるということを目標を立てなくちゃだめなんですよ、計画だけ立てても。この問題に関しては3年とか4年には実行できると。在宅の医療、看護、介護ができると。そこまで行かないとできないので、計画をつくったからというのではなくて、いつまでにと。それが一番大切なんです。それをやらなければ計画倒れで終わってしまうということでもありますから、また、それによってこの地域が最終的には私は農業もそれから再生エネルギーも、これも雇用の問題なんです。活性化の問題なんです。

だから、その活性化をするためにどうするかというのに、この3本の柱を入れたわけですから、1つだけやったらって効果は少ないんですよ。やはり3つを重ねてやって初めて、これはなぜかという、自前でほかから企業とかそういうものを誘致しないで、自分のこの市から、この市で自立した自治体をつくる。これが一番の早道だと私はそれを言いたいわけです。最後でありますから。

それをやらなければいつまでたっても、人を呼ぼう、企業を呼ぼう、今度の場合にはメガソーラーという好機がありますから、これは大いに推奨してきてもらって、それと同時に今度

は自立した自治体になるための方策をどう考えるかと。それはやはり総合政策課の課長でしょう。何と云って、そういうのを頭を絞ってもらわなきゃ、各課に協力してもらって。それをいかに実現するかということが私の今までの述べてきた中の最後の質問なのであります。その辺のところは市長、どう考えるか質問をいたします。

○議長（中山五男） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 最初に御質問いただきました地域活性化の大きな3本柱は農業、そして再生可能エネルギーであり、在宅介護だろう。そのように私も思います。そのようなところから、雇用を何とか多くできるということであれば定住も進んでくるし、交流人口もふえてくるだろう。こういうことだろうと思いますので、そういったところに全力を挙げて、各課オール那須烏山市で対応するような策を打ち込んでいきたいと思いますので、ひとつ御協力をまた御理解もいただきますようお願いを申し上げます。

○18番（樋山隆四郎） 了解。

○議長（中山五男） 以上で18番樋山隆四郎議員の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩をいたします。

休憩 午後 2時12分

再開 午後 2時25分

○議長（中山五男） 休憩前に引き続き再開いたします。

通告に基づき、1番田島信二議員の発言を許します。

1番田島信二議員。

〔1番 田島信二 登壇〕

○1番（田島信二） 1番田島でございます。議長の許しが出ましたので、一般市民からの声を質問させていただきます。3点質問します。1点目は、小学校スクールバス停の待合所設置についてです。2番目が七合診療所玄関及び内ドアの自動扉設置についてです。3点目が道路改修拡幅工事についてでございます。

1番目の質問に入る前に、七合小学校の利用状況をお知らせいたします。スクールバスです。スクールバス登校の一番早い停留所出発が7時20分で、最後の場所は7時50分前後、学校着が7時55分前後であります。また、下校は学校発15時40分、最後の停留所着が16時15分前後です。水曜日は14時50分発、最終着が15時25分となっております。スクールバスは3台で2往復されています。1号車は興野一部、中山、平野、停留所が6カ所で32名です。2号車は興野一部、滝田一部、7カ所で40名。3号車は滝田一部と大桶、白久で11カ所、33名。停留所計が24カ所で105名を送迎いたしております。

それでは、質問に入らせていただきます。第1番目の質問です。小学校スクールバス停の待合所設置について、最近気候が不安定で突然の落雷や大雨、バスを待つ間、風雨に耐えている子供たち、また、一般住民の避難場所としても活用できるよう設置を望むが、市の考えを伺います。

2番目に七合診療所玄関及び内ドアの自動扉設置について、高齢化が進み、患者が増加している。重いドアでは負担にならぬよう老人に優しい診療所にならないのか伺うものです。

また、現在薬局での薬の処方になっているが、国道294号線沿いの見通しの悪い場所であるので、交通安全上、非常に危険である。何とか安全に利用できるよう伺いたい。

3番目です。道路改修拡幅工事について。七合小学校入り口より富谷橋間における道路拡張工事は決定されているが、着工時期を伺うものであります。

もう一つ、八溝グリーンラインより那珂川町小川白久に向け道路拡幅工事が着工されようとしているが、グリーンラインから那須烏山白久間約130メートル、地域住民へ行政からの説明はなされているのか伺うものであります。

1回目の質問をこれで終わります。

○議長（中山五男） 大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいまは1番田島信二議員から、小学校スクールバス停の待合所設置について、七合診療所玄関及び内ドアの自動扉設置について、そして道路改修拡幅工事について、大きく3項目にわたりまして御質問いただきました。その順序に従いましてお答えをいたします。

第1番目のスクールバス停の待合所についてお答えをいたします。現在、市内各小学校ではスクールバスを運行いたしております。各バス停には目印としてバス停看板を設置しておりますが、待合所等は設置をしておりません。スクールバス等は児童の通学状況により各学校において、地域の方々に御協力をいただきながら、できるだけ安全に乗降できる場所を選定をいたしております。また、児童の増減により利便性を考慮して毎年見直しをしながら決定をしております。

現在、設置をしておりますスクールバス停の看板は、小中学校合わせまして139カ所ございます。ほとんどが無償で設置をさせていただいている私有地または占用許可を受けた道路敷地であります。

議員御提案のように、スクールバス停の待合所は悪天候の際に、バスを待つ子供たちの安全安心の確保に有益ではございますが、幾つかの課題もあります。まず、待合所を設置するには、一定の敷地が必要となりますが、それだけの用地を確保できないケースも多く、私有地の場合

は地権者から用地を借用する必要が生じることがございます。

また、先ほども申し上げましたが、スクールバスは、児童生徒の数や状況によってコースやバス停の位置を適宜見直しております。待合所等の施設を設置してしまいますと、バス停やコースの移動が困難となりまして、場合によっては利用する児童がいなくなっても待合所だけが残されるケースも起こり得るということもございます。さらには、先ほども申し上げましたが、市内のスクールバス停は139カ所現在でございます。これらに待合所を設置するには財政負担が大変大きいということもございます。

しかし、これまでに待合所を設置した事例がないわけではありません。ちなみに、大沢地区では、自治会やPTA、育成会、地元の大工さんなどが協力をして、地域で独自にスクールバス待合所を設置いたしております。

このように、さまざまな課題がありますことから、当面、市による待合所設置は困難と考えておりますが、地域において独自に設置するに際しては、位置の変更等の調整を図りますとともに、何らかの支援について可能性を検討してまいりたいと考えております。御理解いただきたいと思っております。

続きまして、七合診療所についてお答えをいたします。まず、診療所の玄関ドアについてであります。七合診療所は小児科専門医でありますことから、市内はもとより近隣の市町からも来院者が多く、地域医療の重要な役割を果たしているところであります。

御質問の七合診療所の玄関ドアでございますが、外側は自動扉で、内側はガラスの引き戸になっております。このうち、内側の引き戸は、議員からの御指摘を受けてことしの2月に滑車を交換し、現在はお年寄りでも簡単にあけられるよう既に修理が済んでおります。

また、外ドアは故障をいたしておりますが、これまで大きな支障がなかったために開放しておりました。しかしながら、診療所と協議の上、利用者の安全を考慮して修繕してまいりたいと考えております。

次に、薬局についてであります。昨年7月、診療所に隣接をして民間薬局が開設して、診療所では院外薬局を開始いたしました。国道294号線の幅員が狭い。そして、診療所から薬局までの交通安全対策について心配する声は聞いております。

しかし、国の保険薬剤師及び保険薬局療養担当規則において、保険薬局は保険医療機関と一体的な構造あるいは一体的な経営をしてはならないとされておまして、厚生労働省では保険薬局の土地または建物が、保険医療機関の土地または建物と分離しておらず、公道またはこれに準ずる通路等を介さず、専用道路等に患者が行き来するような形態を一体的構造として禁止いたしております。

このため、国道294号線を介せず、診療所と薬局を行き来することは法令上困難なために、

今後は県土木事務所と協議をして、道路の拡幅、歩道設置を要望してまいりたいと考えております。

3番目の道路拡張工事についてお答えをいたします。まず、七合小学校から富谷橋についてであります。谷浅見平野線は、谷浅見地区の富谷橋を起点に志鳥まで延長7,234メートル、幅員5.0メートルの市道でございます。当該市道は、東は国道293号線の伴睦峠から、那珂川町の町道を通り、富山地区、主要地方道那須黒羽茂木線、富谷橋を渡り、谷浅見平野線に入り、谷浅見地区、国道294号、中山地区を経由して、西の県道小川大金停車場線を結ぶ那須南地区を東西に横断する重要な連結道路の一環であります。

これまでの経過を申し上げます。平成18年3月29日には、谷浅見上・下自治会、中山自治会から国道294号の交差点改良、七合小学校までの通学路整備について要望を受けております。平成19年度から県と連携をいたしまして、国道部分530メートル、市道部分480メートルの整備を行いました。このうち市道部分は、道整備交付金事業により、事業費1億6,000万円を要しまして整備し、平成22年度に完了いたしております。

中山地区では、平成19年3月13日付で関係自治会から要望が出されております。これは、通学に利用する児童の安全確保を図るために、約1,700メートルに通行帯の整備についてでございます。平成21年度から道路保全事業を使って継続的に側溝整備、舗装整備等を行ってまいりました。議員御指摘の富谷橋から七合小学校まで約930メートルにつきましては、平成23年5月2日付、谷浅見下自治会から地権者の同意を添付して陳情書が出されておまして、平成23年6月の市議会定例会で採択されております。

この区間は舗装や側溝の老朽化が著しく、歩道が狭隘であるために、自転車、歩行者の通行に支障を来しております。谷浅見交差点や那珂川町富山地区の町道が改修されたために、車両の通行量が増加をしていることは認識をいたしております。

このため、最近の交通状況を考慮し、高齢者や児童生徒が安心して通行できる安全な生活環境を構築するために、将来の交通量と地域住民の意向を踏まえて整備をしていきたいと考えております。まずは、その手法を検討するために測量調査をまず実施したいと考えております。

次に、八溝グリーンラインより那珂川町小川白久間の道路整備についてあります。この道路は、那珂川町が整備を計画しております町道76号線であり、片平地区の県道小川大金停車場線交差点を起点に、白久の市町境まで約2.7キロメートルの整備であります。平成22年度と平成23年度に測量設計を行い、平成24年から平成30年度まで年次計画で用地測量、買収、工事を実施する計画と聞いております。

那須烏山市が管理をいたします30メートルの区間を連携して整備をすることで、那珂川町東戸田地区の国道293号線から町道田山線、県道小川大金停車場線を経由して八溝グリーンラ

インに至る広域ネットワーク道路が整備をされ、通勤、通学、企業誘致等に有効であるとのように考えております。

御質問の地域住民への説明でございますが、現在、本市の道路整備計画において、八溝グリーンラインとの交差点部分の構造及び整備手法を検討しているところでございますが、先ごろ、那珂川町から共同整備の協力依頼がございました。このため、早急に測量、調査などを進めるとともに、地域住民への説明会を開催し、意向を確認しながら整備をしてみたいと考えております。

以上答弁終わります。

○議長（中山五男） 1 番田島信二議員。

○1 番（田島信二） 2 回目の質問をさせていただきます。七合地区においては、私有地に設置する無償で土地提供する有志もいますので、そういう場所から設置を強く望むと思っておりますがどうでしょう。

○議長（中山五男） 大野学校教育課長。

○学校教育課長（大野治樹） ただいま市長の答弁にもありましたように、地元の地域の方々の御協力等をいただいて、そういった中で市としてどんな支援ができるか検討を図ってまいりたいと考えております。御理解を賜りたいと思います。

○議長（中山五男） 1 番田島信二議員。

○1 番（田島信二） その設置場所ですが、もう用意してあるところもあるんですね、ちゃんと建てるように。そういうところに先に建ててもらって順繰り、順繰り、無償で建てて結構ですということで、子供がかわいかったら建ててほしいと思うんですが、どうでしょうね。

○議長（中山五男） 大野学校教育課長。

○学校教育課長（大野治樹） 何回もで申しわけないんですが、財政的な問題もありますし、特定の場所だけに助成をするというわけにもいきませんので、地元のPTAとか自治会の方々の御協力をいただいて、材料とか労力とか御協力をいただいた中で、市としてどんな支援ができるか。今後支援の御協力について検討してまいりたいと考えております。

○議長（中山五男） 1 番田島信二議員。

○1 番（田島信二） また、年度によっては児童生徒の数の変更が見込まれるので、移動できるような形式の建物も必要だと思うんですが、そういうものも建てられないのでしょうか。

○議長（中山五男） 大野学校教育課長。

○学校教育課長（大野治樹） そうですね。生徒の就学の状況によっては、一度バス停等を決定したところも、歩く距離とか集落の児童の分布状況によって、バスのコースの変更やバス停の変更等ありますので、一度固定してしまうとそこにバス停だけ残ってしまうというような

状況もありますので、田島議員がおっしゃるように、移動式のものということでございますが、その設置というか、その建物の状況、風によって飛んでしまったりとかいろいろな状況もございますので、その判断というのは非常に難しいものがあると思いますが、できれば地元の有志の方々たちの、子供たちは地域の宝物でありますので、その子供たちの安全を確保するというのは当然のことでもありますし、また市の責務でもありますので、市としてどのような支援ができるか、今後検討を重ねてまいりたいと考えております。

○議長（中山五男） 1 番田島信二議員。

○1 番（田島信二） スクールバス停の設置場所はそれで結構です。

それでは、2 番目の七合診療所のことについて伺います。以前も高齢者からの要望で市役所窓口で口頭での陳情をしましたが、予算がないとのことでした。入り口のドアは開放状態で内ドアが高齢者に対して重く感じるようです。衛生的にもタッチして開くドアにぜひ交換してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中山五男） 平山市民課長。

○市民課長（平山 隆） 田島議員の御質問にお答えしたいと思います。外側の自動扉につきましては、20年近く故障したままの状態開放したまま使っております。これは利用する高齢者とか幼い子供たちのために開放していたほうがいいんじゃないかというような診療所の考えでそのままにしておりましたが、やはり冬場などは冷たい風などが入る関係上、直したほうがいいのかということで診療所のほうと話し合いを持ちまして、できるだけ早期に自動扉に変更したいと思っております。

それから、内ドアにつきましては、昨年2月に滑車を交換いたしまして、負担のかからないような状況であけしめができるような戸に改善されたものですから、当面はその状態での利用ということにしたいと思っております。

○議長（中山五男） 1 番田島信二議員。

○1 番（田島信二） 市内における個人病院はほとんど自動ドアなんですよね。高齢者に優しい個人病院にみんな患者さんがとられちゃうような気がしてならないですね。

それでは、次に国道294号線沿いの薬局出入口における左右の土手が見通しが悪く、事故につながりかねない。診療所から薬局へ行く歩道もなく、とても危険で安全確保を願いたいと思いますが、土手を切り開けばいくらか車が出るのには見やすいと思うんですが、そこらのところ、土手を切り開くということはできないのでしょうか、両方。

○議長（中山五男） 平山市民課長。

○市民課長（平山 隆） 診療所と国道の境界がちょうどり面の上の境界になっておりますので、あのり面は県の土地なものですから、これから市長指示もあることですから、都市

建設課並びに県の土木事務所と協議の上、歩道設置や道路拡幅に向けて協議をしたいと思っております。

以上です。

○議長（中山五男） 1 番田島信二議員。

○1 番（田島信二） それでは、よろしくそこをお願いいたします。

3 項目目の道路改修拡幅工事について、谷浅見間はわかりましたが、白久のことですね。那須烏山市白久住民は道路拡張工事を那珂川町より知らされた。こんなことがあってはいけないと思うんですが、どうですか。本当であるんですか。那珂川町では既に測量は終えて、平成25年度には着工する見通しで建物移動が始まっているようです。その那珂川町より知らされたというのはおかしいんじゃないですか、烏山で知らせなくて。ちょっとそこをお聞きしたいんです。

○議長（中山五男） 福田都市建設課長。

○都市建設課長（福田光宏） 今の田島議員の質問にお答えします。大変地元説明がおくれて申しわけございません。那珂川町から先ほど那須烏山市のほうに共同でつくろうという要望がありましたので、交差点を含めて130メートルですが、測量、設計とか地元調査説明会を今後進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（中山五男） 1 番田島信二議員。

○1 番（田島信二） 道路はつながっているのに行政間ではつながっていないというのは、これはおかしい話じゃないんですか。住民から行政への不信感が高まる一方だが、那須烏山市と那珂川町の連携はとれているのか、聞きたいと思ひますが。仲悪いんですか、これ那珂川町と那須烏山市は。

○議長（中山五男） 福田都市建設課長。

○都市建設課長（福田光宏） 仲が悪いということではございません。那珂川町の道路整備約2.7キロございます。本市は約30メートルなんですが、八溝グリーンラインの交差点部分の設計が大変難しいです。八溝グリーンラインのこの箇所は、大変交通事故の多い箇所だそうです。それで、平成20年、平成21年度、2カ年に分けて交通事故の起きないような構造ということで整備をしました。その経過を見ていた状況もあります。何と言つても、延長が短いんですが、交差点部分、これは一番重要な問題ですので、その点を観察していたということで、検討していたということで時間がかかって地元のほうの説明がおくれたということは大変おわび申し上げます。

以上でございます。

○議長（中山五男） 1 番田島信二議員。

○1 番（田島信二） 両方仲よくして早く道路ができるようお願いして、質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（中山五男） 以上で、1 番田島信二議員の一般質問は終了いたします。ここで休憩をいたします。

休憩 午後 2 時 5 1 分

再開 午後 3 時 0 0 分

○議長（中山五男） 休憩前に引き続き再開いたします。

通告に基づき 1 5 番高田悦男議員の発言を許します。

1 5 番高田悦男議員。

〔1 5 番 高田悦男 登壇〕

○1 5 番（高田悦男） 1 5 番の高田悦男でございます。本定例会 1 0 番目のバッターとなりました。普通野球の試合でも、DH制をとらないと 1 0 番目の打者はございません。執行部を初め議員の皆さん、そして傍聴席の皆さんもお疲れのことと思いますが、今しばらくの御清聴をお願いするところでございます。

質問に入る前に若干の時間をいただきまして、所感を申し述べたいと思います。初めに、本市の課題であります自治基本条例、議会基本条例について触れてみたいと思います。自治基本条例は、住民自治に基づく自治体運営の基本原則を定めた条例であり、自治体の憲法とも言われております。平成 1 3 年に北海道ニセコ町が、まちづくり基本条例として制定したのを初めとして、同町を含む 2 5 3 の自治体において、その地域における自治の基本原則や基本理念、行政の基本ルールなどを規定した条例が制定されております。

栃木県内では、平成 1 8 年制定の芳賀町を初め日光市、高根沢町、宇都宮市の 4 市町において制定されております。鹿沼市、小山市、真岡市では現在、制定作業中のようであります。条例の内容は、各自治体によって幾分違いは見られますが、いずれも住民自治の基本理念や自治体経営の基本原則などを盛り込むとともに、市民、議会、行政の責務や役割を明確にしたものであります。

これまでの地方分権の改革の中で、国と地方は、上下主従の関係から対等協力の関係へと改められております。この背景には、経済のグローバル化、I T の普及、少子高齢化問題、住民ニーズやライフスタイルの多様化、そして、コミュニティの希薄化があり、従来の仕組みではこれらの課題への対応が困難な状況となってきました。

地方自治体が特色を出して個性を競い合う時代の中で、なるべく国に頼らず自己決定、自己

責任による行政運営が今求められていると考えます。自治が健全に機能するためには、市民、議会、行政が、それぞれの役割に応じて連携、協力していく仕組みづくりが必要とされているところであります。

全国それぞれの自治体においては、自治基本条例やまちづくり基本条例など、名称に違いはありますが、一部の自治体を除き、その中で議会の役割等についても必ず記されております。本市においても、自治基本条例があつての議会基本条例であると思っておりますので、まず、自治基本条例の制定がより急がれるところであると考えます。

議会基本条例については、県内において栃木市、鹿沼市、先月、議会運営委員会と行財政改革特別委員会合同研修で訪問した小山市の3市が制定をしています。県内において両条例とともに制定できた市町はいまだありません。

分権改革によって自治体の権限が拡大したことに伴い、議会の役割も大きくなってまいりました。これに対応して議員は質問するだけという地方議会のあり方を見直し、活発な論議を促すことや市民にもっとよく見え、わかりやすく、市民が参画できる議会に向けて議会改革を積極的に進めることが重要であります。そのような議会改革を継続し発展させるためにも、那須烏山市において議会基本条例を制定する必要があると思えます。

それでは、既に通告済みの4点について質問を進めていきたいと思えます。初めに、昨年7月に実施された地上デジタル放送の難視聴対策についてお尋ねしたいと思えます。国は、電波帯域の有効利用と双方向通信などを目的として、従来のアナログ波からUHF帯域のデジタル波に変更しました。このため、那須烏山市内においては、これまでのアナログのVHF波と比較をして、1,500以上の世帯で難視聴状態になりました。

このうち、新たな中継局設置や高性能アンテナ対策で対応できない世帯を対象に、総務省が提示した共同受信施設の新設、進捗状況、アナログ時代からの既設共同受信組合の変更工事等について市はどのように対応してきているのか、お聞きしたいと思えます。

共同受信施設の新設工事にあたっては、その地区に居住していてデジタルサポートセンターが地上デジタル放送の難視聴世帯と指定した住民が申し込みをした上で、協同組合を設立し、手続が進められることとなります。

しかし、当初申し込まなかった方や新設工事終了後、その地区内に転入された方には補助制度が全く該当になりません。特に、電柱のヘンチを伴う光ケーブルの延長工事には多額の工事費が必要となります。開設後の申し込みについては、個人負担と各組合の規約の中に盛り込まれているようですが、後からの転入者に対し、その補助制度を適用する支援策の可否について伺うものであります。

次に、新エネルギーと発電の促進についてお尋ねいたします。平成14年6月に公付された

電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法、通称R P S法、電気事業者に対して一定量以上の新エネルギー等を利用して得られる電気の利用を義務づけることにより、新エネルギー等の利用を推進していくものであります。

新エネルギー、再生可能エネルギーの本市内においての可能性ある発電方法としては、太陽光発電、バイオマス発電、小水力発電などが挙げられますが、今後、市としてどのように対応していく考えか伺うものであります。

続きまして、隣的那珂川町において、製材事業者が平成26年3月の発電開始を目指し、出力2,000キロワットのバイオマス燃焼発電の計画がなされているようであります。資源として乾燥チップの状態では年間約5万トン必要であると聞いております。建築廃材などは利用せずに、製材時に出るバーク、いわゆる皮ですね、端材、くずのほか、現在は山林内に放置されている間伐材や不要材あるいは竹なども利用できるそうであります。

個人が軽トラックで搬入する場合は、重量に応じて商品券で支払う方式を町とともに検討しているようであります。市内林業の活性化につながる投資としての支援策について伺うものであります。

3点目として、市が発注をする請負工事の市内業者の受注額についてお尋ねをいたします。合併後の市が発注する各種工事につきましては、市民の間で偏りがあるという声をよく耳にいたします。性質別に上位の受注者、受注高、これはJ Vも含むということでお答え願いたいと思います。

次に、建設工事にかかる設計変更ガイドライン、平成25年4月に向けて骨子が整ったと聞きますが、概要と進捗状況について伺うものであります。

最後に、養蜂振興法の改正についてお尋ねをいたします。この件については、かなり勉強しておりますので、そのような答弁をぜひ期待をしております。

さて、養蜂振興法の改正が明年1月1日施行されるようであります。市としてはどのような対応が可能か、まずお聞きしたいと思います。また、蜜源樹木の植栽についても市長の考えを伺うものであります。

養蜂振興法、蜂の字が平仮名から今度は蜂が蜂の字になる、漢字になる法律に改正する内容を見ますと、一群でも飼育したり、保護することが難しく、日本ミツバチの飼育者が今までのように遠方などに移動することも簡単にできなくなりました。また、犯罪者となる可能性が大きくなります。違反者には過料1万円以下、さらに罰金10万円以下から最高で20万円が課せられるようであります。

また、新規に日本ミツバチを一群でも飼育することや、保護することも難しくなり、飼育が今までのように自由にできなくなります。違反者には、先ほど言いましたように過料や罰金が

課せられることとなります。

今回の改正案は、自民党議員が会長である西洋ミツバチ業者協会からの強い要望で、自民党が改正案をまとめて議員提案として国会に提出をしました。その内容は、近年の環境変化、蜜源の減少、陽気、趣味養蜂家の増加、養蜂家間のトラブルなどによって、西洋ミツバチの養蜂業者が苦境に陥っている状況を改善するために規制を強化するものであります。

しかしながら、その問題提起の出発点が趣味で日本在来種の日本ミツバチを飼う人たちがふえて、西洋ミツバチの飼育業者にとって目障りになってきたという考えが根底にあります。趣味の養蜂家にも都道府県への届け出を義務化した上で、ハチ群配置の調整や転飼い、ハチの箱を移動して飼うことですね、の管理を強化し、違反した場合の罰則金を引き上げたという改正であります。

あわせて、ミツバチの病気などの衛生面の適正な管理や蜜源植物の保護、増殖についても書き込まれていますが、本案は明らかに趣味で在来種の日本ミツバチを飼う養蜂家への規制強化となっているようであります。

西洋ミツバチと日本ミツバチでは、蜜源となる花の種類も異なります。日本ミツバチが西洋ミツバチの飼育の障害になっているというケースよりも、西洋ミツバチに日本ミツバチが襲われたというケースが多いと言われております。

また、日本ミツバチのハチ群の配置を届け出でしたところで、自然に飛び回る習性を持つ日本ミツバチを西洋ミツバチと同じように管理することはできないというのが常識の現実でございます。しかも、飼育をしていることを届けると、ハチ群配置の調整について既得権益を持っている西洋ミツバチ業者協会にとって都合のよい調整がされ、日本ミツバチが締め出される可能性も否めないと心配する声も上がっております。届け出が義務化されることで趣味で日本ミツバチの飼育をしていた人たちの多くがやめてしまうことも考えられ、せっかく多くの人の努力でふえてきた在来種の日本ミツバチが、また絶滅の危機にさらされかねないということも考えられます。

そのようなことから、日本ミツバチ飼育関係者が民主党畜産酪農ワーキングチームのヒアリングに出席し、意見を述べたりした結果、農水省の省令により都道府県の施行細則に届け出除外が盛り込まれました。

ここで、養蜂業者とミツバチ飼育の定義について少し触れてみたいと思います。養蜂業者とはミツバチそのもの、またはハチミツ、ローヤルゼリーなどの譲渡により利益を得るもの。ミツバチの飼育とは、ハチ群ミツバチに対し、所有または専有の意思を持って巣の配置、給餌、投薬などを行うものであります。反復利用な巣箱方式、いわゆる西洋ミツバチを飼う方式ですね。この方式で巣礎または巣脾を備えた可動式巣板を利用しない自然洞の巣や、重箱式の飼育

方法は都道府県が認める場合は届け出不要となりました。栃木県の施行細則についても、けさの時点で確認したところ、省令に準ずるということになったようでございます。

また、今回の法改正によりまして、国や自治体の関与する形で蜜源の保護、増殖を推進していくことが明確にされました。しかし、蜜源植物を養蜂業のためだけに植樹すると財政的な負担が大きくなります。林業振興や街路樹、公園の整備や植樹等の機会を活用して、可能な限り蜜源としても利用可能な樹種が選択されるよう関係部局と協力してまいりますということを、農水省が見解として述べています。

以上1回目の質問といたしますが、意を用いた市長の答弁を願うものであります。

○議長（中山五男） 大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいまは15番高田悦男議員から、地上デジタル放送難視聴対策について、新エネルギー発電の促進について、入札について、そして養蜂振興法改正について、大きく4項目にわたりまして御質問をいただきました。その順序に従いましてお答えを申し上げます。

まず、第1番目の地上デジタル放送難視聴対策についてお答えをいたします。共同受信施設新設の進捗状況、既設共同受信組合の変更工事の対応についてであります。地上デジタル放送は、次世代に向けた電波の有効利用と放送内容の充実を目的に国策で開始をし、昨年7月に地上アナログ放送から全面移行されたところであります。総務省の調査によりますと、ことし3月現在、地上デジタル放送難視聴対策世帯数は全国で約16万1,000世帯ありまして、うち県内では約2万1,000世帯で対策が必要とされております。

本市におきましては、ことし9月現在、81地区1,578世帯が難視聴対象世帯となっておりますが、現在は衛星放送による地デジ受信対策セーフティネットを活用することで、暫定的に地上デジタル放送が視聴可能となっております。

さて、本市の難視聴対象81地区のうち、20地区、1,054世帯に対して、総務省から有線共聴新設、いわゆる共同受信施設の新設という対策案が示されております。このほか50地区258世帯は高性能等アンテナ対策が示され、残り11地区266世帯は、新たな中継局設置による難視聴解消が見込まれております。

この共同受信施設の新設が提案されている20地区のうち、17地区は既にテレビ共同受信組合を設立し、そのうち2つの地区では共同受信施設の新設工事が完了いたしております。残りの15地区も、年度末の工事の完了を目指し、順次作業が進められております。これ以外の3地区でも、共同受信施設の新設に向けて組合設立の準備が進められているところでございます。

なお、アナログ放送時代からある既設テレビ共同受信組合のデジタル放送受信への変更工事でございますが、地理的要因で地上デジタル放送が受信できない地域で、テレビ共同受信施設の改修を行った共同受信組合に対しましては、市の補助制度を新設して市民負担の軽減を図っているところであります。

次に、共同受信施設新設後の転入者対策であります。既に共同受信組合によって施設を整備した後に、このエリアに転入した人に対し、国では支援策を設けておらず、現状では、市でも特に新たな支援措置は設けてございません。これは、アナログ放送の共同受信施設においても、転入者が受信組合へ加入する際の費用については、それぞれの組合規約で運用されておりましたことから、同様の措置を考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

さて、今後の地上デジタル放送難視聴解消に向けた本市の対応といたしましては、セーフティネットの利用期限である平成27年3月末までに、共同受信施設設置を初めとする恒久的対策の実現に向け、引き続き国に強く働きかけますとともに、市民への積極的な情報提供と、国、県、放送事業者と連携した難視聴者の支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、新エネルギー等の発電の促進についてお答えをいたします。まず、再生可能エネルギーに関する市の取り組みについてであります。東日本大震災による福島第一原発事故の影響を受けまして、国では原子力発電の代替エネルギーとして、再生可能エネルギーの導入を重点戦略に掲げ、積極的な取り組みの推進が図られようとしております。

こうした動きを受けまして、本市におきましても、再生可能エネルギーの導入、活用を市の重点プロジェクトに位置づけまして、計画的な推進を図っているところでございます。特に、太陽光の利活用を最優先とした那須烏山市サンライズプロジェクトを展開することとし、市民や事業者を対象に、太陽光発電システムの設置に対する財政支援制度の創設を図るほか、メガソーラーの誘致に取り組んでいるところでございます。

先ほど樋山議員からの質問でも説明をさせていただきましたとおり、メガソーラーは地域の活性化や税収アップによる財政基盤の強化にもつながることが期待をされております。このため、メガソーラーを初め再生可能エネルギー発電設備につきましても、企業立地奨励金の対象業務に追加する内容の条例見直しを図り、本定例会におきまして可決、御決定をいただいたところでございます。今後は、再生可能エネルギー発電設備につきましても、貴重な企業の1つとして積極的誘致を進めてまいりたいと考えております。

脱原発の動きが加速する中、再生可能エネルギーの重要性はますます高くなるものと考えております。市民、事業者、行政など、全ての主体が連携、協力し、継続的な取り組みを推進していくことが何よりも重要だと考えております。

再生エネルギーの推進を主導する市といたしまして、市民や事業者への支援策の充実はもち

ろんのこと、地域の特性に応じた新たなエネルギー確保に向け、国の動向や他市町村の導入事例を踏まえた調査研究を進めてまいり所存であります。

次に、市内林業の活性化対策についてであります。御指摘のございました那珂川町では、バイオマス活用推進計画の策定が進められておりまして、生ごみや森林資源など、これまで利用されてこなかったバイオマスの有効活用により、自然環境の保全だけでなく、新たな環境産業の創出が計画されております。

現在、矢板市に本社を置く木材加工販売業者が主体となり、学校跡地に製材工場が設置されるとともに、製材時の端材や地元の林地残材を燃料としたバイオマス発電の計画が進められております。年間5万トン、面積にして100平方メートルもの材積が必要ということであり、近隣市町からの収集も予定をされております。将来的には、間伐材、稲わら、もみ殻を資源とした発電が検討されております。

また、発電に伴う熱源につきましては、製材工場や地元で創出された新産業への活用のほか、採算性を考慮した熱源の供給について具体的検討が進められているようであります。

バイオマス発電の安定稼働には、発電に必要な資源の確保が必要となります。したがって、バイオマス発電の多くは、より多くの資源を確保するため、広域的な収集により運営をしている傾向にございます。しかし、資源が広い地域に分散しているため、収集、運搬、管理コストを要するといったデメリットが発生をいたすため、狭いエリアでの事業運営は非常に難しいとされておられまして、バイオマス発電の普及拡大も進まなかったようでございます。

こうした課題を踏まえますと、本市において早期に導入することは非常に困難な状況にあると判断をいたしておりますが、このため、再生可能エネルギー導入・活用推進計画では、小水力発電と同様に、将来的な導入、活用を見すえ、先進事例、効果的導入に向けた調査研究を進めることとして位置づけたところであります。

しかしながら、バイオマス発電は、林業の活性化には非常に有効な手段であると考えております。企業立地奨励金制度の積極的PRにより、バイオマス事業者の誘致に努める一方、那珂川町を含めた広域的な林業活性化の一環として、那須南森林組合との調整を図りつつ、本市における資源の供給において検討してまいり所存であります。

なお、その他の林業活性化対策といたしましては、ことし10月付で那須烏山市内の公共建築物等における木材利用方針を策定したところであり、今後とも森林事務所とも連携をしながら、八溝ブランド材の振興や間伐材活用の推進を図り、林業の活性化に努めてまいりたいと考えております。

3番目の入札についてお答えをいたします。まず、市の発注工事の偏りについてお尋ねがございました。平成17年10月の合併時から現在までの間、本市が発注した工事の入札状況と

主な受注高を具体的にお示しをしたいと思います。

まず、市道及び農道並びに上下水道等を含む一般土木工事であります。1位はA社（旧烏山町）で金額6億4,900万円、2位B社（旧南那須町）で金額5億600万円、3位C社（旧南那須町）で金額約5億200万円、4位D社（旧南那須町）で金額4億8,300万円、5位E社（旧烏山町）で金額4億8,200万円、6位F社（旧烏山町）で金額約4億7,300万円であります。

次に、建築工事であります。1位がF社（旧烏山町）金額7億3,800万円、2位D社（旧南那須町）金額5億5,200万円、3位B社（旧南那須町）金額4億1,100万円、4位がE社（旧烏山町）金額2億5,400万円、5位A社（旧烏山町）金額約2億円であります。

次に、電気工事であります。1位G社（旧烏山町）金額9,200万円、2位H社（旧南那須町）金額8,000万円、3位I社（旧烏山町）金額5,800万円、4位J社（旧烏山町）金額5,300万円、5位がK社（旧烏山町）金額約3,600万円であります。

次に、管工事であります。1位L社（旧烏山町）金額8,800万円、2位M社（旧烏山町）金額2,800万円、3位B社（旧南那須町）金額2,100万円、4位がN社（旧南那須町）金額2,000万円、5位がO社（旧烏山町）で金額は1,800万円でございます。

なお、これらの金額を全て消費税込みの当初契約額に基づく概算額であります。

以上の結果からおわかりいただけますように、懸念されますような一部事業者への受注の偏りは生じていないものと認識をいたしております。本市の入札制度は原則といたしまして、設計金額1,000万円以上の工事等におきましては、事後審査型条件付一般競争入札を採用しております。参加資格要件を満たした全ての業者が自由に参加できるものであります。また、指名競争入札業者の指名につきましては、建設工事等請負業者選定委員会におきまして、公平、公正に選定をいたしております。いずれの入札も予定価格（事前）、最低制限価格（事後）を公表するなど、十分な透明性を確保しており、入札結果はいわば参加者間の競争の結果でございますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、建設工事に係る設計変更ガイドラインの概要と進捗状況についてお答えをいたします。建設工事に係る設計変更ガイドラインは、先の学校給食センター新築工事に関連しまして混乱が生じたことから、今後の市の発注する建設工事の設計変更案件に関し、一定の基準を設けるために、県内外の先進市町等の例を参考にいたしまして整備を進めているところでございます。

現段階における素案の概要を申し上げますと、ガイドラインの目的、設計変更の基本事項、発注者（那須烏山市）の留意事項、請負人の留意事項、設計変更を行う場合の具体的な事例及

び手続の5項目について、ガイドラインを設ける予定であります。

今後、実務的な面から、工事担当職員等と意見を交換して素案をとりまとめ、建設工事等請負業者選考委員会で審議の後、原案をとりまとめ、年度内には正式決定をする予定でございます。

なお、議員各位には、最終案がまとまり次第、御報告を申し上げる所存でございます。3月に予定いたしております市内建設工事業者説明会において説明をしてみたいと、このような考えであります。

次に、養蜂振興法改正についてお答えをいたします。今回の養蜂振興法改正のポイントは、主にミツバチ飼育の届け出義務、対象者の拡大、ミツバチの適正な管理、蜜源植物の保護及び増殖、ハチ群配置の適正等を図るための都道府県の措置、罰金及び過料の引き上げの5点であります。

これらのうち、第6条第2項にある蜜源植物の保護及び増殖以外は、県の事務となっております。

議員御質問の蜜源植物の保護及び増殖につきましては、法第6条の蜜源植物の保護増殖が改正され、同条第2項で国及び地方公共団体は、蜜源植物の病虫害防除、増殖への支援などの施策を講ずるものとされております。

市では、市有林や公園の樹木、街路樹等を植栽、管理をいたしておりますが、市有林の更新時や育樹際または街路樹や公園等の整備に際しまして、関係する課と連携しながら、蜜源樹木の栽培を進めてまいりたいと考えております。

なお、蜜源植物の考え方でございますが、緑化樹木として使われてますニセアカシアは、侵略的な要注意外来種に指定されており、外国産のハギ類、コマツナギなどの緑化に使われる樹種も、在来種と交雑をしたり、在来種を駆逐したりする外来種がございます。また、在来種でも、遠方ものは遺伝的な違いが見られる場合もございます。このため、在来種保護の観点から、現在、市内に生育している各種の個体群の遺伝資源を残すよう配慮しながら、蜜源植物の選定は、慎重に検討してみたいと考えております。

以上答弁終わります。

○議長（中山五男） 15番高田悦男議員。

○15番（高田悦男） それでは、質問を充実するために再質問を進めてまいります。まず、1点目の地上デジタル放送難視聴対策について再度お伺いいたします。先ほど既設の組合に対する補助制度の新設がされたという答弁がございました。その内容についてちょっと説明を求めたいと思います。

○議長（中山五男） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） 今般の地上デジタル放送の難視聴地域の解消事業につきましては、市のほうでは補助金交付規定を平成22年に制定をいたしております。主要な内容は、テレビ共同受信施設の設置方針または改修を行う事業を対象といたしまして、国の補助、それからNHKの助成金、それらを除いた事業費のうち、各世帯の負担が3万円を超える部分について助成するという制度でございます。

○議長（中山五男） 15番高田悦男議員。

○15番（高田悦男） そうしますと、新しく組合をつくって工事をする場合の各々の負担金、加入者にとっては、大体同じになるということですか。

○議長（中山五男） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） 既存の施設の改修につきましては、国の補助制度が2分の1という制度になっております。今回の地デジ移行に伴います新しく共聴組合を申請する場合は3分の2の補助、国が3分の2、NHKが10万円ということでございますので、若干その補助率は違いますが、基本的な制度は同じでございます。

○議長（中山五男） 15番高田悦男議員。

○15番（高田悦男） 私も現在、新設される組合の組合長を引き受けました。その中で、組合に対しては1人当たり7,000円を超えない負担で受信設備を設置できるという説明をしております。

その辺についてはまず、間違いなく市の補助金も含めて大丈夫かと思うんですが、その辺についてちょっと確認をさせていただきます。

○議長（中山五男） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） 共聴施設の新設につきましては、先ほど申しましたように1世帯当たりの負担額が3万5,000円以上を超えた部分については、市のほうで負担をいたしますということでございます。御了解いただきたいと思います。

○議長（中山五男） 15番高田悦男議員。

○15番（高田悦男） そうしますと、3万5,000円のうち2万8,000円をNHKが負担するというのでありますから、個人の負担は当然7,000円以内に収まる。そういうことで理解をしました。次は、そのほかについては国なんですよ。

次に、セーフティネットでBSアンテナが現在設置をされていますが、あと2年ほどで期限が切れます。高性能アンテナ設置、そして中継局の設置については、現在どのように進んでいるのか。把握している点についてお答えいただければと思います。

○議長（中山五男） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） 今回の高性能アンテナの対策によりまして、地デジの難視聴

を解消している世帯が現段階で50地区258世帯が対策を完了してございます。

それから、地デジの中継局でございますが、神長中継局、志鳥中継局については平成22年に開局しております。あわせまして、向田中継局も平成22年の12月に開局しておりますが、今後鴻野山中継局、こちらが2013年度に開局予定でございます。あわせまして、市貝町の刈生田中継局、これらも2013年度に開局予定でございます。なお、益子中継局のほうも2012年、本年度開局していると思っておりますけれども、その結果、曲畑、八ヶ代、それから福岡地区の一部のエリアは難視聴が解消されるものというふうに考えてございます。

○議長（中山五男） 15番高田悦男議員。

○15番（高田悦男） 高性能アンテナ設置による258世帯の救済はもう完了したということではないんです。了解です。

さて、一番大きな問題は、対象の地区に後から転入した人に対する支援策が、国及び市あるいはNHKともないんです。この辺の対応を今までの旧アナログの時代のテレビ組合と同様にとりあえず答弁だったと思うんですが、しかし、今回の場合は国の方針でまるっきり電波を変えるわけですから、この辺について何かこう支援策がないものかと考えています。

その中で、私、1つ考えたんですが、現在、光ケーブルを配線していますよね。その配線ルートの中で将来申し込みが予想されるような地区、例えば団地内の配線ですね。あるいはルートが長い区間にある住宅で申し込まなかった。あるいは宅地開発なんかが予想される地区。そういうところにおきましては、光ケーブルの接続点に専門用語ではクローザーと言うんですが、線と線をつなぐものですね。その中に光ケーブルを分離するカップラー、これを設置しておけばすぐさま対応できるんですよ。

ところが、国においてはそれを全く認めないんです。それは御存じだと思うんですが、その点について、工事中に設置をしておけばというような具体的な要望をしてほしいんですよ、国に対して。その点についてちょっとお答えをお願いします。

○議長（中山五男） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） それでは、今、対策の件でございますが、まず、共聴組合を新設する場合の県内の市町の補助制度の状況について、私どものほうで事前に調べさせていただきましたので、その状況について述べさせていただきますが、補助制度を何らかの形で持っているのは県内26市町のうちの14市町でございます。あわせまして、このうち今後、新設の共聴組合に加入する場合の加入金あるいは自宅までの接続工事等についての支援策はどうでしょうかということをお聞きしたところなんです。今のところ、この14市町の中でも具体的な対策を考えているところはないというような御返事ございました。

今、議員御指摘のように、今回の地デジ放送への移行というのは、国の国策として実施され

たものでございますので、市としましても今後、市長会を通じて引き続き国に要望してまいりたいと思っております。大きくは3つを要望していきたいというふうに考えておりますが、1つは、難視聴対策が終了します平成28年以降、これについても引き続き補助制度を継続してほしい。その中で、御指摘があったような共聴組合への地域加入者に対する補助制度、それも何らかの形で創設をお願いしたいというようなことでございます。

第2点目が、中継局をさらに増設することによって、難視聴地区の解消をさらに図っていただきたいというようなことでございます。

さらに3点目が、今後も転入者等に対します受信調査、そういったものを含む相談体制、こちらについても引き続き国の責任において継続をしていただきたい。こういった点について引き続き今後要望してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（中山五男） 15番高田悦男議員。

○15番（高田悦男） 転入者の支援策としては、先日、議会に付されました定住促進の条例の変更にあっては10万円が増額になったということです。それで対応したらという答弁もあるのかなと思ったんですが、それはなかったようなので、十分に国にその住民の意見を反映していただきたいと思います。我々も別な角度からやってみたいと思いますので、ぜひ継続した努力をお願いいたします。

2番目の新エネルギー等の促進についてお尋ねをいたします。先ほど市長が答弁の中で触れておりましたが、七合中学校の太陽光発電ですね。総工費2億8,000万円の予算で最大840キロワットとなっておりますが、裏面反射の液晶板を使うので約1メガぐらい出力できると。そういうふうに理解をしているわけですが、この固定資産税はどの程度になるか。ちょっと私の考えでは2億円の評価として280万円ぐらいかなとは思いますが、いかがですか。

○議長（中山五男） 澤村税務課長。

○税務課長（澤村俊夫） 固定資産税につきましては、基本的に導入後3年間、これは新規事業者のほうにつきましては、それに見合うものを交付するというようなことですが、税としましては、総額ではちょっと試算していないんですけれども、償却資産に対する税額ですので、申告が出てこないとちょっとまだ計算がし切れていないところが実情でございます。

以上です。

○議長（中山五男） 15番高田悦男議員。

○15番（高田悦男） 土地にあっては無償貸与ということだったですね。それでは、3年を経過したら固定資産税が発生をするということですので、それは期待したいと思うんですが、たしかこの前は、この中で雇用が発生するというような話もあったんですが、雇用はどうなんでしょうか。

○議長（中山五男） 小川環境課長。

○環境課長（小川祥一） この件に関しましてお答えをしたいと思います。最初のうちは通信関係で設備の点検を予定をしているようでございます。しかし、その後、でき上がった後、そこを拠点にしてPRに努めて、サロンのよさ、両面太陽光のよさ、来た事業者もしくは見学者に説明をするということで、雇用を考えているようではございますけれども、まだ、確かなことはわかってございません。

以上でございます。

○議長（中山五男） 15番高田悦男議員。

○15番（高田悦男） 太陽光発電はまず液晶面がくもったり、ほこりで汚れては使いものになりません。したがって、校庭なんかには設置する場合には掃除が必要かと思うんですね。そういう雇用も発生するかと思うんですね。たしか地面については草の生えないような反射マットを使うということでしたよね。ですから、草刈りは発生しないと思うんですが、ぜひ市内の雇用について特段の配慮を願うように取り組んでいただきたいと思っております。

先ほど18番樋山議員の質問の中で、小水力発電方式の話がありました。適地があるかどうか環境課長はどう見ていますか。ちょっと難しい質問なんですけれども。

○議長（中山五男） 小川環境課長。

○環境課長（小川祥一） 小水力発電について適地があるかということだったようではございますけれども、平成14年の報告書には落差が少し足りない。あとは水路の件も両方計算をして、ちょっと足りないんじゃないかということ。ほかに減価償却関係でもとがとれるのはなかなか難しいというその当時はありました。

しかしながら、どんどん技術がよくなっていること。あとは施設費が徐々に安くなっていること。その当時と違いまして、売電できるということ。そういったことを考慮すると、これから環境基本計画の後期計画及び再生可能エネルギーの実施計画の後期計画が始まる平成26年度前、平成25年度までにはいろいろと研究をして、見通しなどをつけてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（中山五男） 15番高田悦男議員。

○15番（高田悦男） 私も、はるか昔に学校の授業で発送配電について2年ぐらい勉強しました。その当時は水力、火力が半々に賄っていたようですね。原発は1つありませんでした。そういう中で、水力発電というのは、その水の持つ位置のエネルギーを利用するわけですね。ですから、高低差がないと、また年間を通した安定した水量が必要なんですね。ですから、その場合には、どうしても大河川を使わないと流量が足りない。また、さっき話の出た掘り抜

きについては、多分季節によって水がとまるのかなと私は思ったんですが、そうですね。とまらない。年中流れている。

とにかく高低の落差を利用するわけです、位置エネルギーのね。電気エネルギーにかえるわけですから、一番問題はコストですね。発電コストが太陽光発電に比べると多分10倍程度につくのかなと思っております。

その辺は先ほどの樋山議員の質問内容にお任せをして、次に進もうかなとは思ったんですが、ただ、先ほど提案があった10キロワットですね、10キロワットというのは発電所にならないんですね。20キロワット以上が発電所として電気主任技術者があるいは電気設備として届けなければならない。そういう施設になるかと思えます。したがって、この20キロワットというのを境にして、導入にあたっては考えていただければと思っております。

いよいよ本題のバイオマス燃焼発電について再質問をいたします。隣の那珂川町では、おもしろいアイデアをトーセン株式会社とともに、今考えているようであります。それは軽トラックで個人が運んだ場合に、その重量によって商品券をかわりに交付しようと、そういうものですね。

ですから、軽トラック1台が3,000円程度でも何とかいいのかなという話なんです、高知県では5,000円なんですね。ところが5,000円というとなかなか業者としてはペイできない。こういう話でございます。3,000円ぐらいならば何とか約500キロぐらいつけてくればいいのかなというお話です。それには、町と商工会がタイアップして商品券を発行して、それを事業者が買い取るという方式をとるような計画ですね。したがって、それを当那須烏山市でも考えてもらえればと思うんですが、その点についていかがでしょうか。

○議長（中山五男） 堀江農政課長。

○農政課長（堀江豊水） 民間活力が絶対必要ですので、その辺も今、高田議員御指摘のように、商工会とも話し合いしなくちゃなりませんので、これからの検討課題ということで御了承いただきたいと思います。

○議長（中山五男） 15番高田悦男議員。

○15番（高田悦男） 突然の指名だったのでちょっと前触れもなく質問したことです。軽トラックの集材をするためには、一々例えば旧南那須、旧烏山から馬頭地区の大山田まで運ぶというのはかなりコストが必要です。したがって、旧烏山、旧南那須に1カ所あるいは2カ所ぐらいのストックヤードを設けて、そこから大型機械で搬出をして、それを事業所に持ち込むという方法はどうかという提案をしたんですが、それで結構ですよという話を、確約まではいかないと思うんですが、協議をするということで今進んでおります。

そういう場合にそのストックヤード、つまりある程度の広さの土地を市として何とか確保で

きないか。あるいはその支援策をどうにかしてもらえないかということで、この辺は市長に答えてもらってよろしいですかね。

○議長（中山五男） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 那珂川町にバイオマス発電所が民間活力で平成26年度から新設されるということで、そういった1つのバイオマスについては資源がやはり必要ということで、単に一町では当然成り立たないということも聞いております。したがって、隣接をしている那須烏山市も何らかの形でそういったところにも支援をすべきだろうと思っております。

もちろん、こういった支援策については、今後、関係者と協議をしなければなりません。そういったところは市としての活性化にもつながることですので、前向きにやはり検討すべきだろうと思っておりますので、その際、森林組合の御指導もいただくことになろうかと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（中山五男） 15番高田悦男議員。

○15番（高田悦男） 現在は山に捨てている端材、間伐材も大変有効利用になります。また、先ほど申し上げましたように、今どうしても宅地や山林の奥深く進入している竹の駆除にも役に立つのかなと思っております。特に、地区によっては孟宗竹がかなり山に進入しておりますから、これらの地区には最高の条件じゃないかなと考えています。

時間も迫っていますから、先ほど市内の公共建築物における木材利用方針というお話をされましたが、概要でいいですからちょっと説明してください。

○議長（中山五男） 堀江農政課長。

○農政課長（堀江豊水） この10月から、市の木材に関する施行が始まりまして、市内でつくる、特に公共建築物ですね、さらにはそれに見合うような、例えば病院ですとか、半公共建築物、そういうものに関して極力那須烏山産材を利用してくださいというようなものを10月1日付でつくってございまして、まだ、市民の方には浸透していないかもしれませんが、これから林業の振興の発展のために、それらを木材業者、建築業者も含め、PRしていきたいというふうに考えています。よろしくお願いをいたします。

○議長（中山五男） 15番高田悦男議員。

○15番（高田悦男） 早速の御指名ありがとうございます。今の答弁ではちょっと、例えば市内の公共建築物に何%ぐらい使うのか。あるいは入札のときに業者にどういう指導をするのか。その辺がちょっと漏れていたような気がしたんですが、その点について答えられる範囲でお願いをいたします。

○議長（中山五男） 堀江農政課長。

○農政課長（堀江豊水） 今現在の木材利用方針につきましては、その何%まで必ず使用し

なさいとか、そこまで細かくはうたってごさいませんが、極力利用していただく方向でこれから協力を呼びかけていくという形になろうかと思えます。

この方針で言いますと、利用の推進もそうですが、今後の適切な供給の確保についても、当然森林組合関係とも連携をとりながら確保に努めて、それを使用していただくように啓発、啓蒙していくという方針でございまして、具体的に何%というようなことはただいま申し上げられませんが、御了承いただきたいと思えます。

○議長（中山五男） 15番高田悦男議員。

○15番（高田悦男） 国においては50%以上利用するというのが明確に方針化されているんですよ。ですから、その辺の数字を参考にさせていただきたいと思えます。

続いて3番目の入札に移ります。特に市が発注する請負工事の市内業者の受注高の偏りについては、市長の答弁のとおりないということで、私もそのように理解をしております。ぜひ議員の皆さんにもそのような明確な考えをお持ちいただきたいと思えます。

次に、設計変更に係るガイドラインですね。これも予定という段階ですね。まだ、概要として公表できる範囲にはないわけですか。その辺についてちょっとお聞きします。

○議長（中山五男） 栗野総務課長。

○総務課長（栗野育夫） 本市の工事設計変更ガイドラインにつきましては、既に素案はできております。この素案は何カ月前だか若干記憶がないんですけども、過去に開催の市の指名選考委員会に素案という形では提示しております。

この後、市長答弁の中にありますように、都市建設課、上下水道課等、工事関係者と詳細をもう少し詰めまして、最終的には工事約款に抵触していないかとか、法律的に抵触していないかとか、そういうことで文書法規の条例審査と言うんですけども、それに準じた法令審査を行いまして、3月までには指名選考委員会に正式な素案として提案し、御承認していただいた後に、議会に対しては御報告申し上げたいと思っております。

また、議会にお認めいただけるならば、3月末に開催予定の平成25年度の建設工事に係る業者説明会に周知いたしまして、平成25年度から正式に運用を開始していきたいと考えているところでございます。

○議長（中山五男） 15番高田悦男議員。

○15番（高田悦男） 内容については了解いたします。

さて、合併後、工事業者においては指名停止という措置はたしかなかったと思うんですが、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（中山五男） 栗野総務課長。

○総務課長（栗野育夫） 私の記憶では、合併後1件、南那須地区の農道整備事業で振動ロ

ーラーの下敷きになりまして死亡事故が発生しておりますので、それらを踏まえて指名選考委員会で何カ月だかはちょっと記憶がないんですけども、数カ月の指名停止をかけたことはございます。

以上です。

○議長（中山五男） 15番高田悦男議員。

○15番（高田悦男） いわゆる事故による労務災害、記憶がよみがえってまいりました。そうですね。そうしますと、指名停止はそういう事故あるいは契約の不履行、そして刑事事件等の対象になった場合等がありますよね。刑事事件はいいんですが、民事事件で例えば具体的な判決が出たような場合には、その辺の考慮はされるのでしょうか。

○議長（中山五男） 栗野総務課長。

○総務課長（栗野育夫） 本市におきましては、那須烏山市工事建設等請負業者指名停止等措置規定というのがあるんですね。もう一つ、その措置規定を運用するにあたりまして、細部を定めた運用基準というのもあるんですね。ですから、その2つに照らし合わせまして運用している次第でございます。

なお、御質問の民事とか刑事とかの係争中で、いわゆる指名停止にするのかどうかという運用につきましては、全国で2つの運用をしているところでございます。1つが、係争中であっても有罪とか負けたとか、そういう判決が確定が出る前に指名停止をするということは、その業者にとっては経済活動を完全に認められないという形になりますので、刑法でしたら有罪判決が出るまでは指名は続ける。

もう一つの運用は、民事、刑事ともに係争中の事案が役員等にかかる事案が生じている間は、指名を外すということで、2つの運用がございます。

本市におきましては、先ほど申し上げました運用基準及び指名停止の措置規定、いずれもこの係争中については触れておりませんので、例えば裁判に訴えたからといって指名停止を即行うことは現時点ではできないと考えております。

以上です。

○議長（中山五男） 15番高田悦男議員。

○15番（高田悦男） その指名停止の運用については、かなり慎重にやらざるを得ないと理解をいたします。

それでは、最後の養蜂振興法の改正について再質問をいたします。先ほど第6条の2項で市町村の役目は蜜源の保護と植樹にあるとございました。その中で私、1つ提案するんですが、家庭などで植栽できない樹高20メートルぐらいになるような木がありますよね。例えばユリノキとか、こういうものが公園等に植えてあると大変すばらしいなと思うんですね。

その見本としては、那須塩原市の旧西那須野町の運動公園にございます。立派な木が北側にずっと植樹をされていまして、本当に美しいユリの花が咲いております。あれはハスの花のような感じですね、大きくて。また、それが蜜源にもなっていることですので、ぜひこれも一考していただけたらと思います。特に広い運動公園ですね、ユリノキです。

初日からたしか3名ぐらいの議員が全市花公園構想を質問されたと思います。私も興味深く聞いておりました。どこに何をいつの時期に花が咲くものを植えるのか。あるいは1年草か多年草か木にするのか、そういう細かいところまで検討しているのかどうか、まずお尋ねをいたします。

○議長（中山五男） 堀江農政課長。

○農政課長（堀江豊水） 何回かお答えしているんですが、今現在のところ、市長が申し上げます全市花公園構想、公社を利用してやっていたわけですが、今現在、自治会とか集落、それから農業団体の方々の要請によりまして、種代等の補助をしております。何人かの議員に御質問いただきましたが、面的にやったほうがいいんじゃないかというような御意見もいただいておりますので、その辺もこれから考えていかなくはなりません。

それから、烏山線沿線につきましても、飼料作物、飼料用稲でやっているところにそういう花をという御意見もありましたが、花の場合ですと湿地ではちょっとできませんので、その辺もこれから考慮しながらやっていきたいというふうに考えておまして、今の段階ではどこにどういう花群をつくっていくのか。公園をつくっていくのかという具体的な位置的なものはございせんが、できる限り烏山線沿線ののり面といいますか、土手なんかも利用させていただきながら、ただ若干問題があるのは、那珂川の堤防もそうなんですけれども、菜の花なんかですとモグラが来るということで、JR軌道式が穴あいちやうなんていう状況ではちょっとまずいものですから、その辺も考慮しながら考えていきたい。

それから、ヒマワリ、菜の花は種が落ちればまた咲くんでしょうけれども、議員御指摘のように養蜂関係のハチの関係からすれば、ただいま御指摘のように蜜源植物を増大しろというような改正養蜂振興法の第6条にうたっておりますので、その辺も考慮しながら今後、緑化推進も含めて考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中山五男） 15番高田悦男議員。

○15番（高田悦男） 今の面的な植栽を進めるというお話でしたが、一気に面的な植栽あるいは栽培というのはなかなか難しいのかなと思っています。ですから、点と点を結ぶ点から始まっていったほうがいいのかなと思います。

というのは、各家庭からまず始めてもらう。どこへ行っても市内のお宅にはきれいな花が咲

いている。できれば1月から12月まで、今でしたら何が咲いていると思いますか。ビワが咲いているんですよ。ビワは冬咲いて6月ごろ実が熟する。大変寒さに強い花であります。これもミツバチにとっては貴重な蜜源なんです。

もっと蜜源は先ほど侵略的外来種であるニセアカシアのお話がありましたが、セイタカアワダチソウあるいはイタチハギあるいはコセンダングサ、これは晩秋に咲く花なんです、セイタカアワダチソウとコセンダングサは冬を越すミツバチの蜜源なんです。人間にとっては迷惑かと思うんですが、しかし、私はセイタカアワダチソウのハチミツをなめてみて、全然何ら問題ないですね。だから、みんな間違った意識を持っているのかなとそのように思います。

ですから、コブシの花がありましたね、植栽についてね。コブシの花は、やはり遠くの山の中に見えるのが一番美しいですね。あれが例えば駅とか庭に植えると、花が散ったときのあのちょっといやらしい花のくずと、あとは落葉したときの葉っぱの大きさ、なかなか掃除が大変なんです。ですから、植えるときはやがて大きくなる樹形も考えながら、あるいは蜜源、蜜源にならない花は余りないですね。

御案内のように、ナス科と果実類はブドウぐらいなんです。風媒花と言って自分で受粉しますから、それ以外は大体蜜と花粉が出るんですね。あとは本市の代表的特産物になるイチゴ、これは花粉だけです。蜜が出ません。ですから、西洋ミツバチがすぐほかへ行きたがるというような状況が出るんですね。

話は余談になりましたが、以上で蜜源関係の質問も終わりにしたいと思います。

来年は巳年であります。経済が上向くように、そして皆さん方にとっても健康である1年が来ますように心から祈念をして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中山五男） 以上で、15番高田悦男議員の一般質問は終わりました。御苦労さまでした。

○議長（中山五男） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。次の本議会は12月11日午前10時から開きます。本日は、これで散会します。御苦労さまでした。

[午後 4時21分散会]